

予算常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和2年3月18日(水) 午前 9時00分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	木野田 誠 君	副委員長	宮田 竜二 君
委員	山田 龍治 君	委員	鈴木 てるみ 君
委員	平原 志保 君	委員	仮屋 国治 君
委員	池田 綱雄 君	委員	新橋 実 君
委員	池田 守 君	委員	蔵原 勇 君
委員	宮内 博 君		

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	猿渡 千弘 君	まちづくり調整監	池水 清人 君
建設政策課長	川路 和幸 君	建設施設管理課長	園畑 精一 君
土木課長	西元 剛 君	建築住宅課長	侍園 賢二 君
建築指導課長	谷口 比寿志 君	都市計画課長	柿木 安長 君
区画整理課長	馬渡 孝誠 君	霧島総合支所副総合支所長	仮屋園 修 君
建築住宅課長補佐	柰田 信幸 君	建築指導課長補佐	逆瀬川 修 君
都市計画課長補佐	小松 弘明 君	建設政策課主幹	笛田 純一 君
建設政策課主幹	八ヶ代 秋吉 君	建設施設管理課主幹	養田 健 君
建設施設管理課主幹	山元 辰実 君	土木課主幹	秋窪 達郎 君
土木課主幹	八重山 純一 君	建築住宅課主幹	末永 明弘 君
建築住宅課主幹	鶴ヶ野 浩二 君	区画整理課主幹	赤塚 裕樹 君
区画整理課主幹	今村 伸也 君	霧島総合支所市民生活課主幹	松元 政和 君
建設施設管理課道路管理G長	尾辻 善尋 君	建設施設管理課道路維持第2G長	鶴園 裕之 君
土木課道路整備第2G長	立山 和幸 君	建築住宅課住宅G長	和田 清仁 君
建築指導課建築指導G長	中澤 クミ子 君	都市計画課都市計画G長	深迫 康幸 君
建設施設管理課道路維持第1Gアドバイザー	徳重 和博 君	建設施設管理課公園管理Gアドバイザー	桑幡 孝志 君
土木課道路整備第1Gアドバイザー	吉田 進 君	土木課道路整備第2Gアドバイザー	叶 和美 君
土木課河川港湾Gアドバイザー	前田 裕明 君	建築住宅課建築第1Gアドバイザー	泊 則男 君
建築住宅課建築第2Gアドバイザー	福盛 忍 君	都市計画課都市計画Gアドバイザー	濱川 吉博 君
区画整理課業務第1Gアドバイザー	中村 光秀 君	霧島市民生活課温泉Gアドバイザー	冷水 辰雄 君
建設政策課政策G主査	米元 利貴 君		
上下水道部長	柿木 安長 君	上下水道部参事兼水道管理課長	坂之上 浩幸 君
水道工務課長	上小園 伸一 君	下水道課長	池之上 淳 君
水道管理課主幹	川畑 信司 君	水道管理課主幹	田之上 博 君
水道工務課主幹	下村 英明 君	下水道課主幹	池田 康一郎 君
水道工務課工務第1G長	丸山 省吾 君	水道工務課工務第2G長	小濱 健一 君
下水道課工務G長	安田 善郎 君	水道管理課水道政策Gアドバイザー	藤田 守孝 君
水道工務課工務第2Gアドバイザー	深水 孝志 君	下水道課業務Gアドバイザー	瀧間 宏 君
下水道課工務Gアドバイザー	米松 勝利 君	水道管理課水道業務G主査	渡部 司 君
水道管理課水道政策G主任主事	図師 聖士 君		

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

議 員	山口	仁美	君	議 員	松枝	正浩	君
議 員	久保	史睦	君	議 員	川窪	幸治	
議 員	愛甲	信雄	君	議 員	徳田	修和	君
議 員	松元	深	君	議 員	植山	利博	君

6. 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 原田 美朗 君

7. 本委員会の所管に係る調査事項は、次のとおりである。

議案第17号 令和2年度霧島市一般会計予算について
 議案第18号 令和2年度霧島市国民健康保険特別会計予算について
 議案第19号 令和2年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について
 議案第20号 令和2年度霧島市介護保険特別会計予算について
 議案第21号 令和2年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について
 議案第22号 令和2年度霧島市温泉供給特別会計予算について
 議案第23号 令和2年度霧島市水道事業会計予算について
 議案第24号 令和2年度霧島市工業用水道事業会計予算について
 議案第25号 令和2年度霧島市病院事業特別会計予算について
 議案第26号 令和2年度霧島市下水道事業会計予算について

8. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（木野田誠君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る2月25日の本会議で付託されました議案10件のうち、5件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思います。その前に、昨日、農林水産部の質疑に関しまして、発言の申出がありましたのでこれを許可します。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

昨日の新橋委員の質問に対しまして、答弁の補足説明をさせていただきます。肥育元牛販売促進事業における補助対象牛ですが、事業の対象牛は、霧島市内の生産者が始良中央家畜市場の子牛競り市場に上場した子牛で、一産目、二産目の子牛で、かつその種雄牛、当該年度における4月1日時点の年齢が、12歳以内で、当該年度の始良地域の基幹雌雄牛、若しくは待機雌雄であること、又は霧島市内の種雄牛管理者により飼養されているものであること。二つ目に、日齢270日以内のものであることとなっております。昨日は、一産目、二産目の子牛の答弁が漏れておりました。ほとんどの農家が対象となるのではなく、一産目、二産目の子牛を購入した肥育農家が対象となります。先ほど言いました基幹種雄牛は、今、11頭、それから待機雌雄牛は、現在30頭がおります。ちなみに、ハナダダヨシとか、ヨシカメタダとかいうような種雄牛となっております。併せまして、一産目、二産目としているのは、母牛の産育能力を早く解明し、肥育農家の購買意欲と、生産農家の改良に繋げる目的でございます。追加して修正をお願いをいたします。

△ 議案第22号 令和2年度霧島市温泉供給特別会計予算について

○委員長（木野田誠君）

まず、議案第22号、令和2年度霧島市温泉供給特別会計予算について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

それでは、議案第22号、令和2年度、霧島市温泉供給特別会計予算について、御説明申し上げます。霧島市温泉供給特別会計予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ7,070万3,000で、前年

度に比較して40万4,000の減額となっています。本予算は、観光の振興及び住民福祉の向上などを目的として、霧島地区285戸、牧園地区21戸に対し、それぞれ給湯するための経費です。以上で、総括説明を終わりますが、詳細につきましては、霧島副総合支所長が御説明いたしますので、よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○霧島副総合支所長兼市民生活課長（仮屋園修君）

予算説明資料20ページ、予算に関する説明書503から504ページです。（款）1総務費（項）1総務管理費（目）1一般管理費、本費目は、職員の人件費及び使用料収納事務などに係る経費で、一般管理費の総額は2,915万7,000です。特定財源はその他財源として、加入金60万円など、総額202万4,000を充てています。（款）1総務費（項）1総務管理費（目）2温泉施設費、本費目は、温泉施設の維持管理に係る経費で、温泉施設費の総額は3,954万6,000です。主なものは、光熱水費1,025万5,000や修繕料860万円などの需用費1,897万8,000のほか、両滝水源導水管布設替の工事請負費1,425万円です。特定財源はその他財源として、温泉供給事業基金繰入金860万2,000など、総額910万2,000を充てています。予算に関する説明書505ページ、（款）2予備費（項）1予備費（目）1予備費、予備費の200万円は予算外の支出、または、予算超過の支出に対応するために計上しています。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山田龍治君）

過去3年の一般の家庭への給湯と、牧園の給湯と、戸数の推移を教えてください。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

平成28年度末の戸数になりますが、個人の方が、霧島地区が262件、牧園が24件、平成29年度末が、霧島地区が263件、牧園地区が22件、平成30年度末が、霧島地区が257件、牧園地区が22件となっております。

○委員（山田龍治君）

この推移からいきますと、今回は285件ということで戸数が増えていますが、この要因は何ですか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

こちらの285件は一般家庭と営業用の数字が入っております。過去3年間の数値で申し上げますと、牧園は変わりませんが、霧島地区のほうが、平成28年度末で営業分を加えますと、個人と営業を足した数字が293件。営業が、平成28年度末が31件、平成29年度末が28件、合計で291件、平成30年度末が29件、合計で286件となっております。

○委員（山田龍治君）

ということは、この285というのは営業分も一般分も含めた数字ということで認識していいということですね。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

そのとおりでございます。

○委員（平原志保君）

決算のときだったと思うんですが、温泉の供給を止めないまま、料金のほうは回収できていないというようなケースがあったような気がするんですけども、そのところに対して今回も供給はし続け、料金は取れないままということになるんでしょうか。

○霧島副総合支所長兼市民生活課長（仮屋園修君）

決算特別委員会のときに確かにご質問いただきまして、そういう回答したところでございます。ただし、今後は、これまでは督促等につきましては、電話なり、口頭での督促ということでしたが、今後は、温泉使用料の滞納の縮減に向けまして、督促状や催告書等の発送を行うほか、滞納者には分納納付の確約等を行い、その後の納入状況を見ながら、更に対応を検討していくということで、考えているところでございます。

○委員（平原志保君）

やはり悪質なものとかが、温泉ですから、なければ命に関わるようなものでもないので、水道でも電気でもガスでも、払わなければ、最後は止めるというところが普通だと思うんですね。今回、ケーブルテレビの件でも、ずっと流しっ放しにして、止めることもなく、請求書だけはどんどん膨らんでいくというものもありますので、やはり、払わないならば止めるというのが普通の流れだと思いますし、これが一個人の会社でされていて会社の損失になる分なら問題ないんですけど、やはり、これは我々の税金から出ているものですから、それをしっかりやっていただかないと、困るかなと思います。今回、きっちりやっていくということですが、より厳しく、ちゃんとやっていただければと、要望しておきます。

○委員長（木野田誠君）

委員長を交代します。

○委員（木野田誠君）

今の関連ですけども、平成30年度末で個人が257件、営業が29件ということでありますが、今の未納金を出しているのは、個人の一般家庭用にもあるのかどうか、そこを示してください。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

年度初めで申し上げますと、一般家庭が9件、営業その他が6件で、合計15件となっております。このうち、もう既に廃止等を行っている所が5件ありまして、あと給湯の停止というのが3件ございます。一旦廃止をして、それ以前の分が残っているというような方が合計で7件というような形になっているところでございます。

○委員（木野田誠君）

一般家庭で9件あるということでありますが、この9件については、月々、徴収されていると思うんですけども、どれぐらいの期間の未収になっているのか。それと、給湯を停止された3件というのは、一般家庭なのか、営業をしている所なのか、お示してください。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

給湯停止をしている所は、一般家庭となっております。あと、一般家庭用の滞納金ですが、平成30年度分の未納がある所が4件ございまして、こちらのほうの2件分はもう既に納入が終わっております。あと2件のほうは、1件は今月お願いをしております。もう1件は引き続き納入のお願いをしているところです。あとの5件分につきましては、平成28年度以前の分の滞納が残っているところです。

○委員（木野田誠君）

一般家庭もばらばらですけども、その一般家庭は、先ほど平原委員のほうからありましたように、滞納が続くようであれば給湯を停止して、未納を解消してもらえたら、また給湯をするというような方法は取れると思うんですけども、この営業のほうの29件ですか、平成30年度末で、こちらのほうは恐らく観光業に携わっているところの営業だと思うんですけども、なかなか難しい面もあるかと思えます。以前、これも決算のときでしたか、多額の何百万円かの未納があるというようなこともありましたけれども、分割で給湯代金を納めてもらうようにしているということでありまして、そこは、月々の給湯代金よりも金額的に多い金額を分割して納入していただいているらっしゃるんですか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

その1件の営業の所ですが、一応、今のところは月々1万円を納めていただいているところです。

○委員（木野田誠君）

その1万円は、月々の使用料より高いんですか、安いんですか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

現年分の毎月の使用量は納めていただきながら、それにプラスして滞納分という形になっているところです。

○委員（木野田誠君）

私自信も、ある程度事情が分かっているところもありますので、言いにくい面はあるんですけども、長い年は掛かりますね。

○副委員長（宮田竜二君）

委員長を戻します。

○委員（新橋 実君）

私は、予算について質問します。この工事請負費で、両滝水源導水管布設替工事があるわけですが、詳しく中身を教えてもらえますか。

○霧島総合支所市民生活課温泉Gサブリーダー（冷水辰雄君）

現場は、新燃岳の近く2km付近になります、高密度ポリエチレン管というφ150の導水管を70m計画しております。

○委員（新橋 実君）

70m、それは導水管ですから、下に穴を掘って埋めるということですか。その導水管ということは、そこら辺をちょっとお伺いします。

○霧島総合支所市民生活課温泉Gサブリーダー（冷水辰雄君）

国有林地にありまして、露出と埋設の部分があります。それを併用して工事をさせていただいております。もともと露出管がありまして、それに敷設替えという形で工事をさせていただいております。

○委員（新橋 実君）

それが1,425万円の工事費が掛かるということですが、メーター数が70mで、1m当たり幾らですか。計算すれば、20万円ぐらいですか。それぐらい掛かるんですか、そんなに。

○霧島総合支所市民生活課温泉Gサブリーダー（冷水辰雄君）

山間部でほとんどが人力作業になりますので、大きなトラック等も余り入れない所で、作業が非常に困難な場所なため、どうしても金額が上がるということでもあります。

○委員（宮内 博君）

両滝水源の導水管の布設ということですが、その補償補填及び賠償金の関係で、前年度よりも39万円ほど金額が多くなっているわけです。先ほど話したこれまで敷設していた所を替えていくということでありましたが、補償補填及び賠償金が昨年よりも上がっているというのは、別の所にも作業が及ぶようなことになったという理解でよろしいですか。

○霧島総合支所市民生活課温泉Gサブリーダー（冷水辰雄君）

工事に関しての補償補填は含まれておりません。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

こちらの補償補填及び賠償金の内容になりますが、水を霧島側から取水している所で、その取水している場所が、九電の上流になります。発電所の上流で取水した分の水が減少するという事で、発電量が減少することから、この減少発電に対しての補償金ということで、九電に支払っているとことろでございます。こちらの支払っている補償金の金額ですが、ここ3年間で126%とか、130%ということで上がっているところでもありますので、今年度の当初予算のほうも増加して計上させていただいているところがございます。

○委員（宮内 博君）

ここ3年間の水の減少分を九電に支払った金額、推移をお示してください。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

補償金の金額の推移を申し上げます。平成28年度151万1,537円、平成29年度88万3,042円、平成30年度109万5,602円、令和元年度138万327円となっております。

○委員（宮内 博君）

毎年伸びていると先ほど御説明がありましたけれど、今の金額を聴いたら、平成28年度と29年度では新燃岳の噴火の関係もあるのかなというふうには思いますけれど、確実に伸びている状況とい

うのは言いがたいというふうに思いますよね。それで、この金額がこういうふうに動いている理由を説明いただけますか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

平成に29年度に一旦下がった理由としては、それまでは減少した発電量を補うために火力発電所での焚き増しというところになっているのですが、平成28年度に今までは石油燃料だけだったところが天然ガスも含めるということになりまして、九電のほうからの請求が、一旦、若干減りました。しかし、石油単価、天然ガス単価が上がっているところで、平成29年度、令和元年度の請求金額としては単価の上昇により上昇しているところです。

○委員（宮内 博君）

そうすると冒頭説明いただいた水の減少部分を九電にその分の補償を払っているということは随分答弁が違うのではないかと思うのですよね。水の減少だったら、例えば事業収入で見えますと、本年度5,850万円ということでありませうけれど。これは、温泉使用量によって当然収入が入ってくるということになるのだけれど、前年度と同額ですよ。その辺の一つの根拠というのが、なんか曖昧なのかなと、答弁を聴いて感じたところなのですけれども。正確に水の減少分ではなくて、いわゆる水の減少分も当然加味するけれども、発電所を稼働するための経費をそういう形で請求してくるというようなことでもいいのですかね。先ほど、ガスや燃料を使ったりという説明があったのですが、そうであれば水力発電ではないという感じがしますけれど。ちょっとそこ辺を答弁していただけませんか。

○霧島総合支所副総合支所長（仮屋園修君）

この川から水を取水して、それに蒸気を入れて作っている関係で、もともとはこの川の水を温泉のために引いています。そのために九電の水力発電に使う水を霧島市がもらっている分、その分を払っています。あと九電のほうとしては、発電の原因としては天然ガスなり、原子力なり、火力なりいろいろ年の状況でも違うと思います。その中で水力発電に占める割合を九電が計算して、向こうから補償額というのが上がって来るものですから、その状況によって毎年水力発電に占める量というのが、割合が変わって、そのためにこの額が変わっていくということを聴いております。

○委員（宮内 博君）

大体分かりました。影響を受けるその現場にある水力発電所だけではなくて、総体として水力発電所が影響を受けたという、賄うことができたその全体の発電量から、原発であったり、化石燃料の部分というのを換算して割り出していく複雑な仕組みがあるという中で、その請求がされるというふうに理解をすればよろしいわけですね。

○委員（山田龍治君）

関連なのかもしれませんが、歳入のほうで、事業収入が今年度と前年度と金額が同じなのです。けれど、戸数でいくと戸数が減っているのに、収入が前年度と同じというのはちょっとよく分からないのですけれど。その説明を。戸数で計算して事業収入にするのであれば戸数が減っているわけだから本年度の収入としては減らないといけないはずなのに、前年度と今年度と収入額が同額というのはなぜなのか説明をお願いします。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

予算のほうですが、こちらは一応、例年の歳入の状況等を勘案しながら、平均的な部分で計上しているところです。

○委員（山田龍治君）

あくまでも今後の加入であったり、そういう将来予測、そこも含めて見込みがあるという考えでよろしいのですか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

そのとおりです。

○委員（新橋 実君）

先ほど聞き忘れましたが、この両滝水源の導水管の総延長は70mという理解でよろしいのでしょうか。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

平成25年度から工事をさせていただいておまして、導水管自体は2,500mあります。その一部の区間を今年度70mさせていただきたいということです。

○委員（新橋 実君）

二千数百mあるということで、何年おきに施工されるのか。今回は70mということですが。毎年されるのですか。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

平成25年からさせていただいて、来年で締める予定でございます。ただ、2,500mのうち露出管のみをさせていただいています。埋設部分は今後検討していきたいと考えます。露出部分を早急に実施したかったため、そのようにしています。

○委員（新橋 実君）

この導水管はいつから設置され、今回施工する所はいつごろ導入されたのか。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

当初は約50年前に施工されている配管です。

○委員（新橋 実君）

耐用年数は何年と考えているのですか。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

一般的に水道の配管は40年といわれています。

○委員（仮屋国治君）

余り朝一から盛り上がりたくないのですけれど、基金残高はお幾らなりますかね。見込みで。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

温泉供給事業の基金の残高になりますが、令和2年3月末の予定と致しましては、1億6,798万3,686円を予定しております。

○委員（仮屋国治君）

ということは経営状況は非常によろしいということですね。職員3人分の給料も割り振っておられるし、基金も1,000万円前後、毎年繰り入れられて、決算をちょっと忘れたのですけれども過去3年分の基金の積立額は幾らぐらいになっていますか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

平成28年度384万9,000円、平成29年度475万7,000円、今年度299万4,000円を予定しております。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、議案第22号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時35分」

「再開 午前 9時37分」

△ 議案第17号 令和2年度霧島市一般会計予算について（建設部）

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第17号、令和2年度霧島市一般会計予算について、建設部の審査を行います。執行部の説明を求めます

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第17号、令和2年度霧島市一般会計予算について御説明申し上げます。予算書5から6ペー

ジでございます。令和2年度霧島市一般会計予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ608億円で、歳出予算額のうち土木費は40億8,851万円を計上しており、前年度に比較して4,545万8,000円、率にして1.1%の増額となっています。この増額の主な要因としましては、街路整備事業に係る補償費などによるものです。なお、各予算の内訳と致しましては、土木管理費で4億3,384万4,000円、道路橋梁費で14億8,336万1,000円、河川費で1億6,907万7,000円、港湾費で319万3,000円、都市計画費で14億865万4,000円、住宅費で5億9,038万1,000円を、それぞれ計上しています。また、災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費で、8,500万円を計上しています。予算書8ページです。第3表、債務負担行為については、都市計画区域及び用途見直し検討業務委託で限度額を437万円、期間を令和3年度までと設定しています。予算書9ページです。また、第4表、地方債については、各種事業債の限度額をそれぞれ設定しています。以上で、建設部関係の総括説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長が、予算説明資料に基づき御説明いたしますので、よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○建設政策課長（川路和幸君）

予算説明資料1ページ、予算に関する説明書の197から198ページをご覧ください。(款)8土木費(項)1土木管理費(目)1土木総務費、土木総務費3億7,639万4,000円のうち建設政策課分の主なものは、未登記整備事業の1,214万1,000円で、未登記地の所有権移転登記手続に要する経費などです。予算説明資料1ページ、予算に関する説明書201から202ページです。(款)8土木費(項)2道路橋梁費(目)2道路新設改良費、道路新設改良費5億4,891万6,000円のうち、建設政策課分の県営道路整備負担金事業1,090万円は、現在、県が整備を進めている県道国分霧島線など3路線に係る負担金です。その他財源1,090万円は特定建設事業基金繰入金です。予算説明資料1ページ、予算に関する説明書211から212ページです。(款)8土木費(項)5都市計画費(目)3街路事業費、街路事業費7億4,138万6,000円のうち、建設政策課分の県営街路事業負担金事業4,045万円は、現在、県が整備を進めている国分地区の街路新町線に係る負担金です。その他財源4,040万円は特定建設事業基金繰入金です。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

予算説明資料2ページ、予算に関する説明書197から198ページです。(款)8土木費(項)1土木管理費(目)1土木総務費、土木総務費3億7,639万4,000円のうち建設施設管理課分は、市道・橋梁台帳整備事業の688万7,000円で、道路台帳の整備・更新などに係る委託料です。予算説明資料2から4ページ、予算に関する説明書201から202ページです。(款)8土木費(項)2道路橋梁費(目)1道路橋梁維持費、地方改善施設整備事業の816万円は、生活環境の安定向上を図るために行う国分地区の重久団地進入路線の整備に係る経費です。道路維持改良事業の4,740万円は、住民の生活環境の改善を図るための生活道路及び排水路の整備に係る経費です。委託料280万円は、溝辺地区の側道木佐貫桑迫2号線及び牧園地区の成政線外の測量設計等に係るものです。工事請負費4,280万円は、国分清水地区、隼人地区の姫城中央線及び住吉西線、溝辺地区の側道木佐貫桑迫2号線、横川地区の向植村1号線、牧園地区の霧島温泉駅前～観音線、霧島地区の永池～戸崎線、福山地区の土地改良区19号線に係るものです。また、公有財産購入費110万円は、牧園地区の成政線とその他隅切り、補償補填及び賠償金70万円は、牧園地区の成政線外に係るものです。道路維持管理事業の3億3,419万9,000円は、平成31年4月1日現在の市道2,434路線、総延長1,608kmの維持管理に要する経費です。給料705万7,000円及び職員手当等191万3,000円は、道路維持作業員4人分を計上しています。需用費2億48万7,000円は、道路や側溝などの修繕料、凍結防止用の融雪剤等の購入に係る経費です。委託料9,975万円は、霧島市シルバー人材センターへ市道の点検パトロール及び道路維持補修作業などの年間管理を委託する経費及び国分地区、隼人地区、福山地区、溝辺地区の街路樹の整枝剪定・薬剤散布・植込地伐根除草などを行う経費のほか、市道草払い委託を年に1回から3回実施するための経費と、通行に支障をきたしている箇所の高所木伐採の経費です。使用料及び賃借料240万円は、道路補修等に係る機械借上料で、原材料費の800万円は、道路補修用合材等の購入費などを計上して

います。公有財産購入費1,432万2,000円は隼人町松永地区に計画している資材置場用地の購入費用で、負担金補助及び交付金27万円は用地取得に伴う土地改良区への決済金を計上しています。橋梁長寿命化修繕事業の1億6,300万円のうち、委託料8,200万円は橋梁長寿命化修繕計画に基づいて補修を行うためのもので、国分地区の奈良田橋外3橋に係る詳細設計委託料と市内一円の橋梁定期点検料です。工事請負費8,100万円は、国分地区の台明寺橋外4橋の修繕工事費です。道路アダプト制度事業の292万円は、アダプト団体が行う市内の主要幹線道路の環境・景観及びその機能の維持・保全の活動を支援する経費で、継続団体65団体分と新規登録見込団体10団体分です。道路施設防災安全対策事業の9,990万円のうち、委託料605万円は国分地区の萩の元～黒石線の法面保護及び霧島・牧園地区の牧園～霧島線の舗装修繕に係る測量設計業務に係る経費です。工事請負費9,385万円は、国分地区の銅田～検校橋線及び霧島・牧園地区の牧園～霧島線の舗装修繕、隼人地区の蟹田線の法面対策及び隼人日当山地区の生活道路対策に係るものです。特定財源の国県支出金1億2,803万5,000円は、国庫補助金が地方改善施設整備事業費408万円、社会資本整備総合交付金1億1,045万5,000円、それに県補助金が電源立地地域対策交付金1,350万円です。その他財源は、特定建設事業基金繰入金1億2,940万円、ふるさとときばいやんせ基金繰入金280万円、地方債で公共施設等適正管理推進事業債5,400万円、雑入のテクノポリスセンター内街灯電気料負担金19万4,000円、道路賠償責任保険30万円、土木手数料1万円を計上しています。予算説明資料4から5ページ、予算に関する説明書211～212ページです。(款)8土木費(項)5都市計画費(目)4公園費、公園管理事務事業の1,805万2,000円は、県から管理委託を受けている、天降川ふるさとの川河川公園や市内の普通公園等の管理に要する経費です。都市公園管理事業の4,091万6,000円は国分地区の18都市公園と隼人地区等35都市公園の維持管理運営に要する指定管理料です。城山公園管理事業の1,980万円は、城山公園の維持管理運営に要する指定管理料です。丸岡公園管理事業の1,223万1,000円は、丸岡公園の維持管理運営に要する指定管理料です。公園改修事業の200万円は、都市公園などの遊具修繕料等です。特定財源は県支出金の河川公園管理業務費600万円です。その他財源は、公園使用料60万円です。予算説明資料6ページ、予算に関する説明書257から258ページです。(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費(目)1土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧費8,200万円のうち、建設施設管理課分として、補助道路施設災害復旧事業の2,015万円と単独道路施設災害復旧事業の4,485万円は、道路施設の災害復旧に対応する経費です。特定財源は、国県支出金で災害復旧費国庫負担金の現年補助土木災害復旧費1,800万9,000円のうち、1,200万6,000円と、地方債で災害復旧債の公共土木施設災害復旧事業債2,480万円のうち1,640万円を計上しています。

○土木課長(西元 剛君)

予算説明資料7から8ページ、予算に関する説明書201から204ページです。(款)8土木費(項)2道路橋梁費(目)2道路新設改良費、道路新設改良費の5億4,891万6,000円のうち、土木課分の主なものとして、道路新設改良事業の2億6,760万円は、委託料が、川跡～新川線外5路線の測量設計の経費で、工事請負費は、川跡10号線外6路線の経費です。また、国分地区の向花地区道路整備を含む、これらの路線整備に必要な公有財産購入費と補償補填及び賠償金を計上しています。辺地対策道路整備事業の1億4,000万円は、委託料が、国分地区の口輪野～永迫線の測量設計の経費で、工事請負費は、国分地区の上之段～塚脇線、溝辺地区の新香線、横川地区の横川～山ヶ野線、霧島地区の泉水～市後柄線の経費です。また、国分地区の口輪野～永迫線を含む、これらの路線整備に必要な公有財産購入費と補償補填及び賠償金を計上しています。過疎対策事業の1億2,270万円は、委託料が、横川地区の今村～黒葛原線、福山地区の土地改良区20号線の測量設計の経費で、工事請負費は、横川地区の城山2号線、福山地区の平野線の経費です。また、横川地区の今村～黒葛原線を含む、これらの路線整備に必要な公有財産購入費と補償補填及び賠償金を計上しています。特定財源の地方債5億240万円は、過疎対策事業債1億2,270万円、辺地対策事業債1億4,000万円、合併

特例債 2億3,970万円です。予算説明資料 8 ページ, 予算に関する説明書203から204ページです。(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費 (目) 3 幹線市道整備事業費, 幹線市道整備事業費の 2億5,861万7,000 円のうち, 人件費を除く幹線市道整備事業の 2億470万円は, 委託料が, 馬立～北原線の物件補償調査業務委託外 2 路線の経費で, 工事請負費は, 国分地区の川跡～有下線, 溝辺地区の馬立～北原線外 1 路線の経費です。また, 国分地区の川跡～有下線を含む, これらの路線整備に必要な公有財産購入費と補償補填及び賠償金を計上しています。特定財源の国県支出金 1億1,093万5,000円は社会資本整備総合交付金です。地方債3,550万円は合併特例債です。予算説明資料 9 から10ページ, 予算に関する説明書205から206ページです。(款) 8 土木費 (項) 3 河川費 (目) 1 河川管理費, 河川管理費の 1億6,907万7,000円のうち, 県施行河川関係負担金事業の2,790万円は, 土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため, 県が事業主体となって行う急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業等の負担金です。水門維持管理事業の167万円は, 二級河川に設置された水門等の管理を行う経費です。河川維持管理事業の2,400万5,000円は, 市で管理する河川の災害を未然に防止し, 住民の生命や財産を守るために適正な管理や修繕工事等を行う経費です。県単急傾斜地崩壊対策事業の3,000万円は, 急傾斜地における土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため, 市が事業主体になり, 急傾斜地の崩壊防止対策を図るもので, 委託料が国分の上井地区で, 工事請負費は国分の上井地区と隼人町の溝上地区外1地区に係る経費です。総合治水対策事業の委託料8,550万2,000円は, 国分・隼人地区の浸水対策を図るための下水道事業 (雨水対策) 計画策定業務委託と, 隼人町姫城地区の管路基本設計・樋門予備設計, 日当山地区排水機場の基本設計及び隼人町見次地区・国分中央地区の排水路浚渫に係る経費です。特定財源の国県支出金1,640万3,000円は, 水門管理業務費140万3,000円と県単急傾斜地崩壊対策事業費1,500万円です。地方債1,800万円は緊急自然災害防止対策事業債です。その他財源7,610万円は, 特定建設事業基金繰入金です。予算説明資料10ページ, 予算に関する説明書 207から208ページです。(款) 8 土木費 (項) 4 港湾費 (目) 1 港湾管理費, 港湾管理費の319万3,000 円のうち県施行港湾関係負担金事業の168万円は, 県が福山港内の外郭施設や係留施設の延命化整備を行い, 船舶の安全な係留と航行の確保を図るための事業並びに福山港の防潮扉及び隼人港の照明灯整備に伴う負担金です。港湾施設維持管理事業の146万2,000円は, 福山港の緑地広場及びトイレ等, また県から委託を受けた隼人港の防潮扉, 及び敷根海岸, 福山海岸に設置されている陸開(りっこう)の管理を行うための経費です。特定財源の国県支出金13万円は水門管理業務費です。その他財源160万円は特定建設事業基金繰入金です。予算説明資料11ページ, 予算に関する説明書257から258 ページです。(款) 11災害復旧費 (項) 2 公共土木施設災害復旧費 (目) 1 土木施設災害復旧費, 土木施設災害復旧費8,200万円のうち, 土木課分は1,700万円で, 災害により被災した市管理の河川を速やかに復旧するための経費です。特定財源は, 国県支出金1,800万9,000円のうち現年補助土木災害復旧費600万3,000円と, 地方債2,480万円のうち公共土木施設災害復旧事業債840万円です。

○建築住宅課長 (侍園賢二君) ここから

予算説明資料12ページ, 予算に関する説明書197から198ページです。(款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費 (目) 1 土木総務費, 土木総務費 3億7,639万4,000円のうち建築住宅課分は, 省エネモデル住宅管理事業の447万2,000円で, 省エネ設備や工法等の見学を通して, 地球温暖化防止など環境への関心を高め, 省エネ設備の普及促進を図るものです。内訳は, 会計年度任用職員による直接管理の報酬, 光熱水費, 委託料等です。予算説明資料12から14ページ, 予算に関する説明書213から214 ページです。(款) 8 土木費 (項) 6 住宅費 (目) 1 住宅管理費, 住宅管理費 5億5,195万3,000円の

うち主な事業として、市営住宅維持管理事業は2億3,832万4,000円で、修繕料は50万円以上の修繕、委託料は本年4月から導入する指定管理者制度による管理業務委託や草刈業務委託などです。市営住宅改善事業は5,980万円で、委託料は、国分地区の大野原団地5号棟の個別改善、外壁改修工事の設計業務です。工事請負費は、国分地区の新清水団地10号棟の外壁改修工事で、これらの財源は、社会資本整備総合交付金を活用しています。老朽住宅除去事業は4,394万5,000円で、用途廃止団地などの中で退去済み住宅を解体するものです。解体となる対象戸数は、32戸分を予定しています。その他、老朽住宅からの移転補償費25戸分を計上しています。市営住宅浄化槽改善事業は8,297万7,000円で、合併浄化槽などへの切替えや下水道への接続を行い、放流水質の改善を図るものです。委託料は、隼人地区の住吉団地の下水道接続のための設計業務などです。工事請負費は、国分地区の上井団地下水道接続工事のほか、溝辺地区の第一陵南団地の単独浄化槽を合併浄化槽へ切り替える経費です。住宅使用料収納事務は595万1,000円で、主なるものは会計年度任用職員の報酬、収納に係る通信運搬費、明渡し訴訟に係る手数料などです。住宅使用料については、6億9,649万6,000円を見込んでいます。住宅新築資金等貸付事業は4万3,000円で、住宅新築資金等の償還回収に係る通信運搬費などです。特定財源の国県支出金2,201万円は、社会資本整備総合交付金1,795万5,000円、公的賃貸住宅家賃対策調整事業費160万8,000円、循環型社会形成推進事業費201万2,000円などです。その他財源は、市営住宅使用料、駐車場使用料などで5億2,994万3,000円を計上しています。予算説明資料14ページ、予算に関する説明書213から214ページです。(款)8 土木費(項)6 住宅費(目)2 住宅建設費、住宅建設費の3,745万3,000円は、人件費と市営住宅建設総務管理事務事業の48万2,000円で、市営住宅の整備に関する一般事務費です。予算説明資料14ページ、予算に関する説明書215から216ページです。(款)8 土木費(項)6 住宅費(目)3 がけ地近接等危険住宅移転事業費、がけ地近接等危険住宅移転事業の97万5,000円は、がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある土地に建っている危険住宅を安全な場所に移転するため、危険住宅の除去に要する費用などに対して補助金を交付するものです。特定財源の国県支出金68万7,000円は、社会資本整備総合交付金48万7,000円とがけ地近接等危険住宅移転県補助金20万円です。予算説明資料14ページ、予算に関する説明書257から258ページです。(款)11 災害復旧費(項)2 公共土木施設災害復旧費(目)2 住宅施設災害復旧費、住宅施設災害復旧事業は300万円で、災害により被災した市営住宅の原形復旧を行うための修繕料と委託料です。特定財源のその他財源300万円は、建物総合損害共済災害共済金です。

○建築指導課長(谷口比寿志君)

予算説明資料15～16ページ、予算に関する説明書197から200ページです。(款)8 土木費(項)1 土木管理費(目)2 建築指導費、建築指導費5,745万円の主な内訳として、建築確認審査・検査事務事業の311万6,000円は、建築基準法に基づく建築主事を置き、建築物に関する関係法令への適合について審査・検査を行うための経費です。建築物耐震改修促進事業の5,014万8,000円は、現行の耐震基準が施行される前に建設された木造住宅及び耐震診断が義務付けられた大規模建築物の所有者が実施する耐震改修等の費用の一部を補助するための経費です。民間建築物アスベスト等対策事業の25万円は、建築資材等へのアスベスト含有の有無を確認する建物所有者に対し、分析の費用を補助するための経費です。空家等対策事業の393万6,000円は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等対策協議会の開催経費となる報酬、旅費等や、空家所有者を特定するための調査などの委託及び空き家等解体撤去工事補助を行う経費です。特定財源の国県支出金3,821万4,000円は、

社会資本整備総合交付金2,629万9,000円, 建築物耐震化促進事業費1,169万9,000円, 権限委譲交付金等21万6,000円です。その他財源290万円は, 窓口証明等の手数料です。

○都市計画課長 (三島由起博君)

予算説明資料17ページ, 予算に関する説明書209から210ページです。(款) 8 土木費(項) 5 都市計画費(目) 1 都市計画総務費, 都市計画総務費7,342万9,000円のうち都市計画課分の主なものとして, 都市計画総務管理事務事業の567万5,000円は, 大規模盛土造成地変動予測調査業務等です。都市計画区域及び用途地域の見直し検討事業の446万1,000円は, 用途地域の見直し検討業務に係る経費等を計上しています。特定財源の国県支出金250万8,000円のうち, 都市計画課分は 社会資本整備総合交付金160万円と土地利用規制等対策費交付金43万7,000円です。その他財源652万5,000円は, 申請手数料等です。予算説明資料18ページ, 予算に関する説明書211から212ページです。(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費(目) 3 街路事業費, 街路事業費 7億4,138万6,000円のうち都市計画課分の主なものとして, まち交街路整備事業(国分中央)の1億6,291万2,000円は, 国分中央地区における回遊性や安全性の高い市街地環境整備及び隼人駅周辺地区における駅東西のネットワークや快適な駅前空間の構築を図るための経費であり, このうち, 委託料は, 犬追馬場線の用地調査及び国分中央地区の照明施設並びに隼人駅周辺地区整備の実施設計に係る経費で, 工事請負費は, 町の下2号線の道路整備に係る経費として, 公有財産購入費と補償補填及び賠償金は, 犬追馬場線に必要な経費として, 負担金補助及び交付金は, 空き店舗活用のための家賃補助に係る経費を計上しています。街路整備事業の5億129万4,000円は, 委託料が, 国分地区の新川北線及び隼人地区の日当山線の補償調査等に係る経費であり, 工事請負費は, 国分地区の山崎線及び隼人地区の日当山線の道路整備に係る経費として, 公有財産購入費は, 新川北線及び国分地区の新町線並びに日当山線に必要な経費として, 補償補填及び賠償金は, 新川北線及び新町線に必要な経費として計上しています。特定財源の国庫支出金1億7,345万円は社会資本整備総合交付金です。地方債4億6,480万円は合併特例債です。

○区画整理課長 (馬渡孝誠君)

予算説明資料19ページ, 予算に関する説明書209から212ページです。(款) 8 土木費(項) 5 都市計画費(目) 2 土地区画整理費, 土地区画整理費4億8,911万3,000円のうち主なものとして, 麓第一土地区画整理事業は7,400万円で, 委託料は, 換地計画及び事業計画変更業務委託外の経費で, 工事請負費は, 道路整備及び整地工事の経費です。浜之市土地区画整理事業は1億5,120万円で, 委託料は, 区画道路測量設計業務委託外の経費で, 工事請負費は, 水路整備・道路整備及び整地工事の経費です。また, 補償補填及び賠償金として建物等移転補償外の経費を計上しています。隼人駅東土地区画整理事業は1億8,726万円で, 委託料は, 造成計画業務委託外の経費で, 工事請負費は, 水路整備・道路整備及び整地工事の経費です。また, 補償補填及び賠償金として建物等移転補償の経費を計上しています。特定財源の国県支出金6,470万3,000円は, 社会資本整備総合交付金6,405万円, 公共団体土地区画整理事業費63万3,000円, 及び権限移譲委託金2万円です。地方債5,080万円は, 都市計画事業債です。その他財源7,233万5,000円は保留地処分金等です。

○委員長 (木野田誠君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員 (平原志保君)

建築指導課のほうでお伺いします。予算説明資料16ページです。民間建築物アスベスト等対策事業のところですけども, 予算が25万円取られておりますけれども, こちらは1件当たり幾らの補助になるもので, アスベスト調査というのは1件当たり大体お幾らぐらい掛かるものか分かたら教えてください。

○建築指導課長 (谷口比寿志君)

ただいま御質問ありましたアスベスト等対策事業につきましては、実際掛かる経費というのは過去の実績等を踏まえますと、おおむね5万円から6万円程度、これは1か所となっております。今回25万円という予算を計上しておりますが、これは建物の規模によって調査する箇所、そういったのも違ってきますし、手間等も掛かってきますので具体的に何件という言葉は使っておりません。あくまでも25万円という上限額を設けまして、その中で可能な限りの件数をやっていくということとしております。

○委員（平原志保君）

そうしますと、これは希望者の民間の方がアスベスト調査やりますというときに申請する形になるかと思うのですが、そのときに一人の方というか1件の所有者の方が25万円全部使ってしまうということもあり得ると考えてよろしいですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

可能性としては否定できません。ただ建物として、先ほど申したとおり1件当たり5万円程度となりますので、25万円であれば5か所となるのですが、大体の今までの実績でみますと一つの建物で1か所、多くても2か所、そういったレベルになっていますので、一人の方が全額使われるということは考えてはいないです。

○委員（平原志保君）

ちなみに昨年度は何件ぐらい要望があったのか、参考までに教えてください。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

この事業につきましては、非常に問合せは多いのですが、実は平成24年度からこの事業を開始しておりまして、これまでに2件の実績になっております。ちなみに昨年度につきましては1月末現在で3件問合せがありましたけれども、実際現場を見たところ、アスベストではないということで、所有者の方には説明を致しております。

○委員（山田龍治君）

建築住宅課にお尋ねしますが、説明資料の12ページ、省エネモデル住宅管理事業についてです。昨年の事業費は幾らだったか、まず御説明いただきたいと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

昨年は予算で422万6,000円です。

○委員（山田龍治君）

これは恐らく城山公園のあの建物ではないかなと思うのですが、本当に今後こういった経費を400万ずつ掛けていくことがいいのか。住民ニーズが本当に今の時代の中であるのかなというところも思うのですが、今後、どのような考え方でこれを進めて、事業費も増えており、本当にこのまま続けていって、市民の税金で適正に使われているものなのかと思うのですが、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、城山と霧島高原の家ということで、牧園の国民休養地の中に1棟、城山に1棟の2棟あります。年間を通して1万人弱ぐらいの来場者がありまして、住宅を新築したり改築したりというところを見ていただいております。今度8年を経過しようとしているところです。現在、こちらのほうで来客者等を集客しているのですが、そのほかに住宅メーカー等で独自のモデルハウスを持っているところはいいのですが、市内業者等で住宅を建設するところなどにモデル住宅は持っていない、そういうところに声を掛けまして、そういう住宅を使っただけでないか、見に来ていただけないだろうか、お客さんを連れてこういう設備がありますよ、こういうやり方もできますよ、というような形で紹介をしていただくようなことで話に行っているところです。この住宅は国の基金を使いまして全額補助でやっております、10年間は管理しないといけないというところがあります。10年間の管理を過ぎたところで、今後どうするかというところを、国民休養地については近くにバンガローがありますのでその辺も含めて検討していきたいと考えています。

○委員（山田龍治君）

国の補助金でやられたということで、10年間は国の縛りがあるということですが、この経費を考えたら10年分足せば4,000万円以上掛かっているわけなので、その辺が本当に適正なのかなというところもありますけれども、事業展開の話もされましたけれども、今後はどこかで収入を得るような形でできないかなとも思うのですけれど、その辺はどのようにお考えですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

この省エネモデル住宅を2棟建設するに当たって、基本計画、実施設計ということを考えまして、9,500万円を国から全額を頂いております。そういう関係もありまして、この住宅を今後活用していく。10年後には別な活用をしていきますが、収入を得た場合には、省エネモデルということで省エネに関する基金として使っていくといかないということもありまして、現在、太陽光などの発電で得ている収益金などは説明員の人件費に充てているところです。今後10年を過ぎて、活用方法は考えていきますけれども、収益を得た場合には、維持するための基金として使わないといけませんので、収益を得るということも検討はしますけれども、別利用ということで、とりあえず検討していきたいと考えています。

○委員（山田龍治君）

城山公園に個人的に行きますけれども、あの建物は公園に関してのデザイン的な考えでいくと、非常に合わないのではないかと思います。設置をあそこにせざるを得なかったのかもしれないですけれども、いろいろ経緯が私は存じ上げないですけれども、その辺が何年過ぎても公園のあそこにあるというのは、公園の全体的な景観として本当にいいのかなと思ったりもするのですけれど、その辺をどう思いますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

城山の景観に合っているかということに関しましては、私も景観に合っているかどうかということではあるのですが、2棟造った経緯としまして、城山にあるほうは、親2人、子2人で若い人たちが暮らすような住宅を想定しています。同じ住宅を2棟建てても意味がないということで、霧島高原の家のほうは高齢者が2人で住んで畑を耕すようなイメージの民家的といいますか、農村地帯に建つ家を準備しておりまして、そこには土間があったり、広縁があったりというような考えで、2棟違う住宅を造りたかったというところで、そのようになっています。今後10年を過ぎて、どうするかというのがありますので、そこは景観に合わないというところはあるでしょうけれども、そこは十分検討していきたいと思っています。

○委員長（木野田誠君）

ここしばらく休憩します。

「休憩 午前10時25分」

「再開 午前10時45分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（山田龍治君）

説明資料の8ページでございます。幹線市道整備事業の論地通り1号線の工事はいつごろあるのでしょうか。

○土木課主幹（秋窪達郎君）

論地通り1号線につきましては、令和元年度事業は現在実施中でございます。ちょっと工程が遅れていまして、繰越の承認を受けたところでございます。令和2年度も引き続き繰越事業が終わった時点で発注できるように準備しています。

○委員（山田龍治君）

では、しばらく掛かるということで。地域の方からも議員と語り合いの中でもこの件に関してはいろいろ議論があったところがございますけれども、早めにしていただきたいのですが、もう一度

お願いします。

○土木課主幹（秋窪達郎君）

完了につきましては、令和3年度を目指して今進めているところでございます。

○委員（宮内 博君）

2ページの道路橋梁維持費のところでお尋ねします。この地方改善施設整備事業についてでありますけれども、地方改善事業というのは、事業そのものは、平成14年に一般事業に移行しているということになっているのですけれども、ここが先ほど口述のほうでも紹介をされましたけれども、補助率50%というもののようでありまして、今回、重久団地の進入路を整備するということですが、お尋ねしたいのは、まず、この地方改善事業というのがずっと継続して活用できている事業費というのはどういうものがあるのですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

令和元年度では福山の土地改良区19号線を実施しております。排水整備をしております。この令和2年度の予算のところも排水系統が悪くて冠水するというので、予算計上させていただいています。

○委員（宮内 博君）

地域改善対策事業というものは、以前は同和対策事業として地域的に一定の制限をして活用されていたということになっているのですけれども、今の答弁では、令和元年度に福山地区で整備し、今回、重久団地ということですよ。これはいわゆる霧島市内にそういう対象の地域があるということが一つの要件になっているのですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

はい、今霧島市全域で、そういう改善の地区があれば採択できるということになっております。

○委員（宮内 博君）

一定の枠があるのですか。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

枠につきましては、事業要綱に該当すれば採択される場所ですが、国県のほうが予算枠がありますので、場合によっては事業ができないときもあります。例えば平成30年度は隼人地区を要望しておりましたが、国県の割当ての関係で事業ができなかったというところもありました。

○委員（宮内 博君）

過去の活用状況などを見ても、地域を限定して活用しなくてもいいということになってくるようですよ。ただ、先ほど回答があったように、霧島市内にそういう対象地域があるということが一つのこの事業を取り入れることができるかどうかの条件になっているということであれば、その対象地域の遅れている施設整備、そういうものを整備するというような形で振り向けていくことのほうが理にかなっているというふうに思いますけれども、その件についてはどういう議論がなされているのですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

場所の選定ですけれども、地域まちづくりとかでは上がってきておりません。その中で今年も場所も冠水して通れないと、排水路の整備が必要ということで要望したところでございます。

○委員（宮内 博君）

そこは分かっているのですけれども、もともと平成14年に事業そのものが廃止になった背景があって、一般事業に移行しているのですよね。それで一般事業に移行するというのは理屈的には全市で活用できるということに移行したのかなというふうに思いますけれども。ただ、その事業の性格上からいって、そういう離れた地域での活用というよりも、その周辺地域、あるいはその地域等にきちんと活用ができるというような形でされたほうがよろしいのではないのでしょうか。その議論はなかったのですかということも聞いています。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

私も隼人出身なのですけれど、真孝の地区でしていた事実はございます。今、その地区から排水路についての整備が出てきておりませんので、市の中でどこができるかということで、今回上げさせていただいたものです。

○委員（宮内 博君）

ということは、今の議論の流れからいくと、排水路の整備、浸水地域とかそういうものに限定して活用できると。道路整備とか維持とかそういうものではなくてという一定条件が付いているということで理解をすればいいのですか。その地域からそういう要望があれば、もちろんそこに活用できるということなのでしょうけれど。どういうものに使いなさいという一定の枠があって、そういうふうにしているということでしょうか。それであればどういう枠があるのかということもお示してください。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

道路が非常に狭い場所や排水路の施設が非常に機能していない場所が選定されます。

○委員（宮内 博君）

ということであれば、対象地域はそういう事業は全部終わっているということで理解すればいいわけですね。そこから要望が上がっていないということでありますので。要望がなければその市のほうとして積極的にそれを施工するということにはならない。ほかのところに向けようということになるのかなというふうに思いますけれど。そう理解してよろしいのですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今、委員が言われたとおり、そういう場所が出てきたら、そういう事業を使わせていただいているということでしょうか。

○委員（蔵原 勇君）

予算説明書の4ページですけれども、上から2段目の道路施設防災安全対策事業の国分ほか3か所、4か所あるわけですけれども、この法面工事の萩の元～黒石線の全長と幅をお聴かせください。

○建設施設管理課道路維持第2グループ長（鶴園裕之君）

萩の元～黒石線の現段階での施工延長の計画につきましては、延長が15m、法面の高さが約20mと考えております。

○委員（蔵原 勇君）

非常に有り難い山間部への主要道路で、ここをたまに通るのですけれども、上場地区は人口が減ったり、高齢化が進んだり、工事が始まる前と、それと工事はどのくらい掛かるのですか。

○建設施設管理課道路維持第2グループ長（鶴園裕之君）

令和2年度で今回上げさせていただいている委託で実施設計を行った後に、令和3年、4年度、一応4年度の完了予定としております。

○委員（蔵原 勇君）

着工前について先ほど申し上げたように迂回路とか、そういうものは確保できているのですか。住民の方への通達といいますか。いざという時の緊急性について対応はどのようにすればいいか、住民への通達を心配されているのですが、どうでしょう。

○建設施設管理課道路維持第2グループ長（鶴園裕之君）

令和2年度で実施設計を行う中で、工法検討も含めて実施設計を行っていきますので、その工法によっては一部片側通行なり、全面通行止めが発生するかと思いますけれど、それは工事実施前に地元の自治会等と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○委員（新橋 実君）

建築住宅課に伺いますけれども、13ページです。今回、老朽住宅除去事業ということで32戸の住宅を解体されるということですが、これはどこになるのか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、想定しているところはあるのですけれども、今後これから先に退去されたりした場合には

そこも含めて32戸と考えておりました、現時点で想定している所はあるにはあるのですが、今回、一戸出たら、一つ壊せば全部なのになにかいう所があったりしますので、現在どこというのは決定していないところです。

○委員（新橋 実君）

いろんな団地がありますけれど、ある程度は決まっているのではないですか。32戸みであるということ。その辺を報告できないですか。

○建築住宅課主幹（末永明弘君）

今、予算要求で上げさせてもらっている32戸ですが、今、課長が申し上げたように、状況によっては変わる可能性がありますけれども、計上させていただいているのが、横川の谷ノ口住宅を2戸、片白住宅を4戸、今村住宅を5戸、牧園の真澄住宅を4戸、小塚原住宅を1戸、霧島の大窪団地を4戸、隼人の新川6住宅を4戸、福山の樗木段住宅を8戸で予定しているところです。

○委員（新橋 実君）

ということは、今予定ということですから、実際まだ入っていらっしゃる方はこの中に何戸ぐらいいらっしゃるのか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今申し上げたところも入っておりません。32戸入っていません。

○委員（新橋 実君）

32戸入っていないということであれば、これについてはもう全て解体するという事ではないですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

32戸入っていませんので壊そうと思えば壊せます。ただ、他の団地でもまだ空いている団地がありまして、発注するときには1戸だけ壊すより、隣がないから隣まで壊したほうが良いというものもありますので、今の想定は先ほどの32ですけれども、これから先まだ出たところがあれば、一緒に壊したほうが良いところがある可能性がありますので、決定していないところです。壊す際には条例で廃止条例というか、ここを壊しますよということで皆様に承認いただいていますので、そういう形で決定したらまた御相談したいと思います。

○委員（新橋 実君）

それは32戸以外に追加であるわけですから、それは補正で対応するのではなくて32戸の中で調整するという事で理解していいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

まだそれ以外にもたくさん壊さなければというか、空いている場所がありまして、今回、そこを壊そうということで32戸出してありますので、予算の関係上32戸を壊すということで、これからまだ空いてきたからといって壊すかどうかというのは、補正を組むかどうかというのは、今後の課題になりますけれども、現時点では32戸を調整して32戸を壊したいと考えております。

○委員（新橋 実君）

1戸というところもあるわけですが、8戸というところもあるわけですね。そうした場合に、壊した後の跡地の利用はどう考えていらっしゃいますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

跡地につきましては、まず公共で利用できる場所がないかを検討します。その後、うちの課でなくても市全体で利用できる場所を考えまして、それでも何もなくなった場合には売却とかを検討していきたいと考えています。

○委員（新橋 実君）

現在、解体するような場所は、実際そこは周りに住宅がある所が多いのか、それとも周りに人が住んでいないような所なのか、実際住んでいらっしゃるわけではないわけですが、どういうふうな関係でこういうふうになっているのか、その辺はどうですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

空いている理由ということではいいですか。空いている理由としましては、うちのほうで用途廃止住宅ということで非常に古くなっているという点が大きいです。その中で移転していただくところには、移転費用を出して移転していただいていますので、そういうところで基本的には長寿命化計画で用途廃止ということで古くなった住宅、そこを壊していくという考えです。

○委員（新橋 実君）

解体した後は、行政財産、普通財産とあるわけですが、どういう形になるわけですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、行政財産ですけれども、解体してその土地全てが、住宅がなくなったときには、そのあとは何か使うとなれば、行政財産のままですけれども、売却しようとする場合には普通財産に変えて売却しています。

○委員（新橋 実君）

できるだけ普通財産に変えて、欲しい方がいらっしゃれば市民の方に売却した方が、市が持ってもあまり活用できないところが多いと思いますので、そういう形でやっていただきたいと要望しておきます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今年度も2か所、3人の方に売却しておりますので、委員がおっしゃられたように、私たちもいつまでも持つておく必要はない所は売却していきたいと考えています。

○委員（新橋 実君）

あと、この下の下水道接続工事です。昨年、住吉で下水道接続が悪くて、下水道管から漏れて、住宅1軒に汚水が流れたことがありましたけれども、原因はそのときに話をされたと思いますけれども、排水の勾配というのは、今回接続が出ていますよね。設計業務ですけれど、その辺でお伺いします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

住吉団地につきましては、現在合併浄化槽に流れていっていますので、その経緯というのがあれですけれども、基本的には合併処理浄化槽に流れていっていると。今回、設計をして近くまで下水道が来ていますので、下水道にそのまま合併浄化槽ですので、台所の水やお風呂の水等もそこに来ているわけですので、宅内の最終的には勾配もきちっと確認し下水道に流していくという考えです。

○委員（新橋 実君）

もちろん、前もそうだったと思うのですよ。だから、その中でそういう形で汚水が逆流して、家の中のほうに流れ込んだということもありましたので、今回、設計業務が入っていますので、そういうことがないようにしっかりと対応していただきたいと思います。

○委員（仮屋国治君）

3ページ道路維持管理事業の下から3行目、隼人の松永資材置場用地を1,432万2,000円で購入となっておりますけれども、どのような事情があってこの場所の土地を購入されるのかお知らせください。

○建設施設管理課主幹（養田 健君）

予算として計上させていただいている松永の用地につきましては、平成30年3月に霧島市土地開発公社開発プランに基づき市が取得した土地があります。その土地が8,858㎡になっております。今回の土地と併せて一体として利用することによって、ストックヤードという場所ができます。現在、いろいろ天降川水域の浸水対策として寄洲除去についての要望等もありました。その出た土砂等を他の公共事業で利用するために置く場所として現在考えているところであります。

○委員（仮屋国治君）

開発公社の土地の隣接の私有地という理解でよろしいですか。

○建設施設管理課主幹（養田 健君）

委員のおっしゃるとおりです。

○委員（仮屋国治君）

面積で何㎡ぐらいですか。

○建設施設管理課主幹（養田 健君）

面積は土地自体が2筆ありますが、合わせて2,387㎡になります。

○委員（仮屋国治君）

市有地の遊休地もたくさんあるのと思って質問したのですが、それに併設してということですよ。了解しました。

○委員（池田綱雄君）

関連でお尋ねしておきます。今の2,387㎡は前買った所と県道との間の田んぼですか。

○建設施設管理課主幹（養田 健君）

おっしゃるとおりです。

○委員（池田綱雄君）

地区の人たちは公園ができるとか、あるいは企業が来るとかいろいろな噂があるわけですよ、本当に資料置場として買うのですか。将来的な何かないですか。

○建設政策課長（川路和幸君）

松永の用地取得につきましては、建設政策課も建設施設管理課と一緒に取組を行っておりますので、私のほうからお答えいたします。資材置場につきましては、いつまでも使うかということになりますが、いつまでというのは決まっておられませんけれども、令和2年度から国においても行財政計画の中に、地方団体が単独事業として緊急的な河川等の浚渫等の工事を実施できるように、新たな緊急新設推進事業費、仮称ですけどこれが計上され、この浚渫期日については地方債の発行を可能とするための特例措置が創設されております。本事業の期間が令和2年度から令和6年度までと現在となっておりますので、これらの事業の進捗状況を見ながら、新たな活用についても検討することになるのかなと考えているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

公園とか企業誘致とか言う噂があるのですが、そういうのにも利用されることもあるという理解でいいですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

この土地につきましては、先ほど来、答弁があるように開発公社が持っていた土地の隣の土地でございます。私たちのほうとしましても資材置き場、各地区にそれなりの資材を置く場所はあるのですが、災害等が発生したときの一時的な置き場とか、いろいろな工事で出た発生土を上手く流用、活用していく目的等から土の置場等をいろいろ検討した経緯がございまして、その中で今言ったこの土地と一体管理することによって、より有効に使えるということも考えて、こういった資材置場という形で買収をしていきたいと考えています。委員が言われましたように、開発公社が持っていた土地につきましては企業誘致とか、そういったところもありますので、今後そういった部分で話が出てきた場合には協議しながら、そういった活用も有り得ると考えております。

○委員（池田綱雄君）

非常にもったいない土地ですから有効に使っていただきたいと思います。続けて質問をさせていただきたいと思います。18ページ、新川北線についてお尋ねいたします。これは最初の1期、2期、3期工事と分けて始まったと思うのですが、1期工事の完成予定はいつですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

1期工事の認可の期間につきましては、当初、令和元年度を予定しておりましたが、予算配分等の事業進捗等もありまして、また用地の交渉等の部分もありまして、期間につきましては認可変更手続をしまして、5年間延伸をしたところでございます。事業期間としましては令和6年度を予定しているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

5年ぐらい遅れたかなと思っているのですが、新川北線のしらさぎ橋ができて非常に便利になって、自衛隊の所に信号があるのですけれども、多いときはどっちからも渋滞をして、私の家の前は渋滞になっているのですよ。住民はフレスポのお店に渡れないという状況にあるわけです。そのようなことで1日も早く完成してもらいたいです、そういう中で、今回、予算を見てもみますと新川北線については、委託料、公有財産購入費、補償補填費等が計上されておりますが、これはどこの部分をされるのかお尋ねいたします。

○都市計画課長（三島由起博君）

現在、この路線の残りの整備が終わってない区間が240mほど残っていますけれども、北側の部分の5筆を今回予定しているところです。

○委員（池田綱雄君）

今年度は工事をしないということですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

令和2年度につきましては、用地交渉を先行したいと考えております。

○委員（池田綱雄君）

あそこにカーブミラーとかいろいろあって、道路が非常に狭くなっています。部長は6月まではあれを撤去するという説明を先ほどされましたけど、ここの工事はどうなるのですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

新町線の整備の前に、総合治水の排水路が計画されておりますので、その整備が終わった上での道路の改良になると考えております。

○委員（池田綱雄君）

電柱移転を6月に済ませるという話でしたよね。その分はきれいに通れるようになるのかという質問です。

○建設部長（猿渡千弘君）

今、言った新川北線の用地がいない240mの区間が、しらさぎ橋からずっと県道の南側を拡幅してきましたけれども、今はその区間につきましては、今度は北側に拡幅する計画でございます。南側に自衛隊がある関係で、北側に線形を振るわけですけれども、その北側に振ることによって家が補償物件としてできたわけです。その部分の用地がいくことによって完了できるのですけれども、南側につきましては、今の現道が歩道部分になってくるものですから、完成形が造れないということになりますので、その排水路の横断部分が終わりますと、その部分を一時道路部分として広げることで暫定工事みたいな形で通すことによって、安全は少し確保できるのではないかと。用地がいった段階で最終的に歩道を造って北側のほうに道路を造るという形になりますので、できても暫定工事という形で安全対策を図っていきたいと考えております。

○委員（池田綱雄君）

そういうことは、電柱移転と同時にそこは通れるようになりますという理解でよろしいですね。

○建設部長（猿渡千弘君）

そういった形で安全を確保したいと考えております。

○委員（池田綱雄君）

何回も延期になっていますから今回は間違いなく6月に完成をしていただきたいと思います。もう一点は8ページ、幹線市道整備事業についての川跡～有下線についてお尋ねしますが、ここは委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償補填費全て予算化されているようでございますが、今年度の工事はどちらからどれぐらいできるのかお尋ねいたします。

○土木課道路整備第2グループ長（立山和幸君）

川跡～有下線、令和2年度予算の工事請負費2,530万円ですが、今、用地交渉を進めております区間が有下公民館跡地からカトレア幼稚園の約180m区間ですが、その用地が交渉できたところから

物件等が除去された後の擁壁工事，若しくは排水施設工事を予定しておりますので，本格的な改良工事とはならないです。部分的な工事になります。宅地と歩道の境界に擁壁工事を行ったり排水施設を整えたりという形の工事になります。

○委員（池田綱雄君）

部分的にやっていって，道路はできないということですか。

○土木課道路整備第2グループ長（立山和幸君）

形として道路はできないということです。

○土木課長（西元 剛君）

先ほどグループ長が申しましたように，用地買収した所の境界をまず決める。排水路はもちろん，今も排水がありますので，排水接続しないといけないというのがあります。道路改良につきましては，さっきグループ長が言いましたように，用地買収が全て済んだ段階でちゃんとした改良工事になりますので，部分的に買収移転が済んだ所の境界，排水側溝まで繋いで暫定的にそこまでの工事を2,500万円ですするというところでございます。最終的には，すべて買収が済んだ段階で改良を行うということでございます。

○委員（池田綱雄君）

どの工事也非常に暇があると。この新川北線などは最初できるときに，私もずっと回ったのですが，早くしてくれと。生きていうちにお金をもらいたいというふうなことで始まったのですけれど，もう十年以上たつのですが，たくさんの方がお金をもらわないうちに亡くなって。だから急いでもらいたいと。急がないと自分たちは先が短いわけですから，できるだけスピード感を持って。市長がいつも言うじゃないですか。スピード感を持ってというのは。スピード感を持って工事をしていただきたいと要望しておきます。もう一点は，企画部の説明でJRが単人駅バリアフリー化促進事業というので，JR九州が駅にバリアフリー化のためにエレベーターを2基設置するというような説明を受けたわけですが，3,491万1,000円ですが，これについては，やがて区画整理のほうで東西道路を造るわけでしょう。そういうところまで検討して造ってもらうのか，その協議が駅とされているのかお尋ねいたします。

○都市計画課長（三島由起博君）

企画のほうで予算が計上されておりますバリアフリーに関連して，これまで単人駅の東西自由通路に関係してのバリアフリーということになります，それぞれの自由通路の複数の計画案で，これまで検討してきたところなのですが，国やJRとも協議をした結果なのですけれども，自由通路の整備によりまして駅舎の改築を伴うような整備につきましては，合理的な理由がないと。例えばそのスペース的に自由通路を造るための場所が駅舎を改築しなければ造れないといったような事情がない限りは，交付金事業の対象とならないということから，市の単独費になることでしたり，また，JR九州との協議の中で人員配置が増えて費用負担が発生するような計画案については難色を示された部分もございまして，駅舎に影響がない形での自由通路単体での計画としております。ですので，こちらの自由通路はバリアフリーのための設計として別途エレベーターを設置するようにしてございまして，JRにつきましてはJRの構内におけるバリアフリー化ということで，別途それぞれバリアフリー化をするためのエレベーター設置とされているところです。

○委員（池田綱雄君）

ということは，協議をされているということでよろしいですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

そのとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

先ほどの公有財産購入費の関係で，松永の資材置場用地ということでありましたが，これは全体面積では，先ほどあった8,858㎡になるということでもよろしかったですかね。

○建設施設管理課（園畑精一君）

現在の面積は8,858㎡で、今度2筆の2,387㎡を購入いたします。合計1万1,245㎡になる予定です。

○委員（宮内 博君）

1万1,245㎡になると、先ほど堆積土砂の仮置場として活用するということでありました。先日、現地調査に行ったときに、駅東の区画整理事業の現場にも堆積土砂が活用できるというようなことで説明があったところではありますが、次年度、県のほうもかなり堆積土砂の撤去の費用を計上しているということ等も相まっているのかなとはいうふうに思うのですけれども、ここで大体どれぐらいの堆積土砂が受け入れられるのか。そのほかにも、これまで説明があった駅東、さらに、ほかにもそういった場所が確保されるのか、その点についてお客聴かせください。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

当該土地についてどれぐらい入るかということにつきましては、面積が約1万㎡あります。高さを1m盛った時が1万㎡。それと今回購入する土地が2,387㎡で、高さを今、田んぼという現況なっておりますので、現状の高さまで大体1mでありますので、合わせて1万2,000から3,000㎡ぐらいの土がストックできるのではないかと考えております。ほかに、そういう場所がないかにつきましては、以前、農大跡地の所をストックヤードとか、あとは口輪野の所をストックヤードとして使っておりましたけれど、現在、違うものになっておりますので、今、ほかに置ける所は、現時点ではちょっとない状況だと思います。

○委員（宮内 博君）

撤去しなければいけない堆積土砂が、かなりまだ残っていると。それが昨年の豪雨災害等を受けて、地元からはとにかく堆積土砂が堆積している場所が伐採されたことによって、非常に分かりやすくなってきたのですよね。ですから、その辺をもう少し計画的に受け入れることができる対策を、もちろん県のほうは積極的にやるべきことではないかなというふうには思いますけれど、ぜひ、市のほうも取組をお願いしたいと思います。10ページの総合治水対策の関係についてもお尋ねしておきたいと思います。補正予算の段階で事業進捗率30%ということでは報告がありました。今回、8,550万円の予算計上ということではありますけれども、この姫城地区と日当山地区の場所をまず御説明いただけませんか。

○土木課長（西元 剛君）

今回計画しています姫城地区につきましては、野鶴亭の前の松永用水路から天降川へ抜けるための圧力管の検討をしているところでございます。日当山の排水機場につきましては、西郷どんの家の所の現在あります排水機場の増強ということを計画しています。

○委員（宮内 博君）

日当山地区のほうは西郷どんの湯ですか。西郷どんの湯は姫城地区ですけれどね。野鶴亭の所も姫城地区と日当山地区の境界ですけれど。その西郷どんの湯の所を日当山地区というのはちょっと表現上まずいのではないのかなと。だから姫城地区ですよね。地元からすればじっくり来ませんけれど。それで、今回の予算をもって事業進捗率がいかほどになるのか、そして来年度から具体的に工事に入ることができるというような段取りで進められているのかどうか、そこ辺をお示してください。

○土木課長（西元 剛君）

全体的な事業の進捗率になりますと、雨水管理総合計画の中で短期、中期、長期の中の計画になってまいりますので、今言われた短期の中で現在、計画している圧力管と排水機場の増強については、今回基本設計等を行い、令和3年度で補助事業に乗っかるための設計になりますので、令和3年度で今度は実施に入るための詳細設計というのを行います。詳細設計に入った中で、それから実施していく。実際に工事が入るということは、令和4年度から入るという形になろうかと思っておりますので、進捗率というのがあくまでも現在、委託ですので30%。率で表すのはなかなか難しいところではございます。

○委員（宮内 博君）

今おっしゃった二つの場所は大変被害が大きかった所でありますので、その所を最優先して事業を行っていくというような形で進められているということですが、同時に野鶴亭の所の要因を作った一つとして松永用水路というのがあります。これをウィークリーマンションの所に導水管を造って、排水ポンプをというようなことでありましたが、ここの計画はどういうふうになっていますか。

○土木課長（西元 剛君）

ウィークリーマンションの所、まず計画と致しましては、短期の計画の中でまず圧力管を入れて圧力管の経過を見る中で、そのウィークリーマンションについては用地も買収していますので、整備としてはそのあとの圧力管を入れて整備が終わって、効果を見て、検証する中で、どういう対策を、どういう整備をするかという形で一応計画していくということになります。

○委員（宮内 博君）

そうしますと、今説明があったここでは姫城地区というふうに書いてあるここの圧力管の整備を最優先して、そして、その効果を見た上でウィークリーマンションの所に整備が必要なのかどうかということを検証していくということなのですが、圧力管によって設計上はあふれる水を、かなり抑制できるというようなことを計画しているというふうに理解してよろしいのですか。

○土木課長（西元 剛君）

はい、松永用水路は流域をほとんど裏山の所をからいますので、松永用水路を強制排水することによりまして、今の段階では短期計画ですので、あくまでも今の床上浸水等を床下浸水ぐらいまでの軽減対策にはなろうかと考えております。

○副委員長（宮田竜二君）

予算説明資料の14ページ目、真ん中辺りなのですけれども、がけ地近接等危険住宅移転事業費で97万5,000円予算が入っているのですけれども、これが危険家屋の除去の補助ということなのですけれども、溝辺のどこかを教えていただけますでしょうか。

○建築住宅課主幹（鶴ヶ野浩二君）

有川地区になります。

○副委員長（宮田竜二君）

有川地区で家屋の数を教えてください。

○建築住宅課主幹（鶴ヶ野浩二君）

令和2年度の対象物件は1件となっております。

○副委員長（宮田竜二君）

1件ですが、今住んでいらっしゃいますか。

○建築住宅課主幹（鶴ヶ野浩二君）

事業の要件といたしまして、その危険家屋に住んでいるというのが要件になっています。今回の溝辺の有川地区につきましても、現在お住まいになられています。

○副委員長（宮田竜二君）

今回は家屋の除去で予算が付いているわけですがけれども、これは事業としては移転ということなのですけれども、その移転先も決まっているのでしょうか。

○建築住宅課主幹（鶴ヶ野浩二君）

移転先につきましても一応決まっております。同地区の有川地区の別の場所に移転する予定でいらっしゃいます。

○副委員長（宮田竜二君）

新しい家屋に移転する際には、住んでいらっしゃる方はまたお金が掛かるわけですがけれども、そこに関する補助とかもあるのでしょうか。

○建築住宅課主幹（鶴ヶ野浩二君）

制度上は移転に関して新たな所に建てる建物のお金に関しまして、借入れをしていただく条件に

なります。その利子補給が制度上は補給できることにはなっているんですけども、令和2年度の対象物件に関しましては、自己資金で建築される予定でいらっしゃいます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

自己資金で建てられますので、今回は移転の解体のみを対象としておりまして、新しく建てた住宅とか土地の購入費につきましては、この制度を利用しないということです。

○委員（新橋 実君）

12ページ、有利な補助事業を活用して外壁改修等を行っていくということですが、今回も国分地区の新清水団地1棟だけを外壁改修されるということですが、この中で5,500万円みであるわけですが、これで補助金はどれくらい出るんですか。

○建築住宅課主幹（鶴ヶ野浩二君）

市営住宅の改善事業につきましては、国費1,795万5,000円程度になる予定です。

○委員（新橋 実君）

三分の一くらいですか。それで、これは構築年数が何年で、これはどういった工事をされるのか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

新清水団地10号棟は35年程度たっていることになります。改修としましては、今までと同じように、落下を防止するためにモルタルの浮きなどにピンネットを張って外壁の塗装をするということ、爆裂補修もしたり、ベランダの防水、屋上の一部防水を計画しております。

○委員（新橋 実君）

市営住宅は市内にもたくさんあるわけですが、改修がなかなか進んでいかない状況もあるわけですね。今後、改修していく中で、私も見る中で鉄筋が出たり、爆裂があったりしている所も結構あるわけですね。その中に住んでいる方も結構いらっしゃるわけですが、どういう形でその順番を決めているのか。そして、いつ頃までに全てこの改修ができるのか、その辺はどのように考えていますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

外壁改修の順番としましては、長寿命化計画で古いものからということと、傷み具合の激しいものからということを考えております。この外壁改修がいつまでに終わるかということですが、現在、古い住宅からやっております62棟が終わっております。これから先、中耐がいっぱいありますので、しないといけないんですけども、これが1回すれば終わりということではなくて、場合によっては2回目が始まっていったりすることもあります。今の時点では、まだやっていないモルタルを塗っている住宅を中心に今後進めていきたいと考えています。

○委員（新橋 実君）

もちろんそうですけれども、結構あるわけですが、大体いつ頃に終わるといふのを示してもらわないと、まだいっぱいあるということですが、どれくらいあるのかですね。その辺は長寿命化計画はできていると思うんですけども、その計画の中ではいつまでに終わるのか、その辺は把握されているんでしょう。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

長寿命化計画では10年間にどこまでやりますということをやっております、それ以降についてはまだ決定していないということです。

○委員（新橋 実君）

10年間でやるということですが、その中にまだ入っていない所も結構あるということですか。毎年1棟ずつやっていくということは、10年間に10棟しかできないということですか。あと何棟残っているんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

あと100棟程度残っていると考えています。

○委員（新橋 実君）

いつになったら終わるか分からないような状況ですよ。悪い所からやっていくというのはもちろんそうなんです。たまには現地を回ることもあるのか、それとも、住民からの苦情で行って決められるのか、長寿命化計画にももちろん乗っていかれるわけですけども、その辺は毎年状況も変わってくると思うんですけども、その辺の判断についてはどういうふうな形で考えていらっしゃるのか。それと、現在、合併特例債というのもあるんですけど、そういったのは使えるのかどうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、定期点検ということで団地を回って、落ちそうな所は落としたりしています。外壁改修ということにつきましてはモルタルで塗っている所と、平成に入ってから打ちっぱなしでやっている所もあります。ただ、打ちっぱなしも必ずしも安全だというわけではなくて爆裂をしたりしますので、その辺の痛み具合というのが出てくると思います。それで、うちとしては住民からの情報もですけども、うちのほうで定期的に回って、危ない所を確認しているという状況です。合併特例債につきましては現在、この改修工事については使っていないところです。

○委員（新橋 実君）

使っていないとか使えないということですか。令和5年までしか使えないわけですけども、使えないのかどうかの確認と、あと、建築住宅課で現地を回っているということですけども、どれくらいの人数をかけて、どういうふうな形で回っていらっしゃるのか、そこをお伺いします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

まず、合併特例債については、維持管理がメインになるということで使えないということです。うちで点検をしていることについては、班を分けて、二、三日かけて年に1回点検していると。それ以外には職員が2人おまして、常に住宅の補修に行ったりしていますので、その際に点検したり確認していたりというところですよ。

○委員（新橋 実君）

現地を確認されたときに非常に悪いような所はそこで悪いと、部分だけでも早めに対応していただいて、住民の方に危害が加えられないようにしていただきたいと思っております。それで、建築指導課のほうですけども、今回、空き家対策事業が建築指導課になっているわけですけども、この中で一番問題なのは、空き家の所有者が今まで非常に分かりづらかったわけですけども、今回は調査などを委託されるということですけども、この委託というのはどこに頼まれるのかお伺いします。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

空き家所有者の特定調査につきましては、昨年12月18日に、本市における空き家対策に関する空き家協定を締結しております。これは県司法書士会、あと県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会鹿児島県本部、県建築協会、これら4団体と本市における空き家の対策に関する協定というのを締結しております。今後この団体と官民連携の下、対応していきたいと考えておまして、この中で一つの取組としまして、管理不全な空き家の所有者の特定ということで、相手先は県の司法書士会になります。これは私ども行政のほうで相続関係が複雑なものなど所有者特定に時間を要しているようなものを選択いたしまして調査をお願いするというようにしております。

○委員（新橋 実君）

空き家となっても、税務課が一番、そこのお金を払っているかということは詳しいわけで、税務課に聴けばよく分かると思うんですけど、その辺についてはどのように考えているんですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

空き家の所有者につきましては、今回、空き家特措法という法律ができて、私ども空き家を担当する部署にしましても、税務情報を活用できるということになっておまして、まずは空き家を発見した場合は、そういった税務情報を活用して特定しているというところがございますが、この空き家の対応につきましては、所有者全員の責任といったことを明確にしておりますので、あく

までも税務情報というのは固定資産税を払う方の代表的なものも相続によってありますので、全ての入所者を確定することはなかなか難しいということもありまして、今回、このような取組を行っているところでございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、固定資産税を払っている人だけではなくて、所有者に関わる方を司法書士会が全て対応して、最終的な所有者を確定するまで対応するということですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

今回の予算で計上しております委託につきましては、私どものほうで、ある程度調査をしまして、その資料に基づきまして司法書士会に確認をしていただく、若しくは不足しているところについては指導を仰ぎながら、また新たに所有者を確定していくということで、最終的な確認をしてもらうという位置付けをしております。

○委員（新橋 実君）

確認をしてもらって、もし解体とかになった場合、それで十分対応できるということで理解しているんですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

最終的な行政処分になるわけですがけれども、これにつきましては当然、所有者全員にその旨を通知しなければならぬという私どもの義務がありますので、当然、所有者全員を特定しないとけないということになるかと思えます。

○委員（新橋 実君）

言葉が足りなかったです。もちろん行政代執行の場合もでしょうけれども、それだけではなくて、例えば、どうしてもその家を解体してもらわないと、周りに迷惑を掛けていくということで所有者が特定しているけれども、その方一人の持ち物でなくて、いろいろな方の取扱いがあるということで解体したいという場合、司法書士の判断を仰いでやるわけですがけれども、誰がその解体費用を払っていくかというときに、その辺で司法書士の方に取扱いをお願いするという事なんですけれども、その辺の分担の割合ですね、その辺はどういうふうな形になるのか、その辺がちょっとよく分からないんですけれども。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

相続人が複数いらっしゃる場合は当然、空き家を解体されるということであれば、その代表の方に行ってくださいということになりますけれども、当然、空き家といえども個人の資産でありますので、それを一方的に解体するという事は行政としても好ましくないというのがありますので、やはり所有者全員の方の同意とか、そういったのをもらうことも必要ではないかと思えます。

○委員（新橋 実君）

今回、これをする事によって空き家対策事業が進むということで理解しているんですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

そのようなことで私どもは取り組んでいきたいと考えております。

○委員（池田 守君）

今の空き家対策の関連ですけれども、補助金の上限が30万円だと思うんですが、昨年度は450万円組んであったんですけれども、今回、300万円ということで減っているんですが、その辺の事情はどういうことですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

この空き家の解体補助につきましては、従来、安心安全課のほうでやられておりました、今回、危険空き家対策ということで建築指導課のほうで事務執行することになりました。令和2年度は300万円予算を計上しておりますけれども、この解体補助の制度につきましては、一部見直しを行いまして、従来、危険廃屋を対象にしていたところでございますが、今回の見直しにおきまして、危険な空き家の対策ということで、その中でも特に危険な空き家というところを補助の対象としたとこ

ろです。これによりまして、従来、危険廃屋として判定していたものについて、昨年の実績を再評価したところ、うちのほうで41件危険廃屋として判定したところ、そのうち6件が今回この制度の見直しによって対象外となるということで、全体の約2割程度が従来から対象外になるということになりました。これを踏まえまして、この危険廃屋解体撤去工事補助金の直近5か年の平均でいきますと、補助額として350万円を補助いたしております。これの350万円の約8割ということで300万円という予算を計上しているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

これまで安心安全課で危険廃屋として扱っていたということですが、引き継いでいらっしゃるかどうか分かりませんが、これまでこの制度を利用して解体された空き家はどれくらいありますか。

○建築住宅課建築指導グループ長（中澤クミ子君）

令和元年9月現在までで94件であります。

○委員（宮内 博君）

関連して、今回見直しを行って2割程度が対象外になったということでありまして、どこをというふうに見直したのか。そしてその見直した後に、そういう危険廃屋の対象になるのが市内全域でどれほどというふうには推計されているのか。その辺をお示してください。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

具体的に申し上げますと、まず現行制度における控除の対象というのは、危険廃屋と申し上げておりますけれども、これにつきましては所有者等が現に居住その他の用に供しない建物で、市民に危険を及ぼすおそれがあり、屋根や柱、その他の主要構造部が朽ちるなどにより使用することが不能なものとされております。一方、今回、見直しにおける空き家につきましては、先ほど申し上げたとおり、特に危険な空き家と位置付けていまして、倒壊など著しく危険のおそれがある空き家で、周辺的生活環境に与える影響が大きいものというふうにはしています。ですから現行制度で規定しております使用することが不能だけではなく、それに加え著しく危険性の恐れがあるものとしています。次に危険空き家の状況につきましては、令和2年1月末現在で、134件確認しております。このうち43件が改善されておりまして、現在のところ91件残っているという状況になっています。

○委員長（木野田誠君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時57分」

「再開 午前0時58分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。昨日の林務水産課への質疑に対し発言の申出がありましたので、これを許可します。

○林務水産課長（中馬 聡君）

昨日、宮内委員から御質問のありました霧島バイオマス発電所への市有林から皆伐、間伐で出された実績を報告いたします。森林組合等に確認したところ、山土場にて売却いたしました市有林から出た低質材は全量、霧島バイオマス発電所に持ち込まれていることを確認しています。平成28年度から平成30年度までの市場に出された数量と併せて報告させていただきます。平成28年度、皆伐で市場に出されたのが1,124m³、霧島バイオマスが721m³。間伐で市場に出されたのが417m³、霧島バイオマスが291m³。合計で市場が1,541m³、霧島バイオマスが1,012m³です。平成29年度、皆伐で市場に出されたのが2,583m³、霧島バイオマスが191m³。間伐で市場に出されたのが1,361m³、霧島バイオマスが528m³。合計で市場が3,944m³、霧島バイオマスが719m³です。平成30年度、皆伐で市場に出されたのが1,517m³、霧島バイオマスが981m³。間伐で市場に出されたのが833m³、霧島バイオマスが601m³。合計で市場が2,350m³、霧島バイオマスが1,582m³です。続きまして、昨日、もう1点御質問がありました水産多面的機能発揮対策事業における検証結果についてお答えいたします。本事業は漁協内の組織である藻場守り隊を中心に、藻場保全を行うものです。藻場守り隊は、事業実施後、複

数箇所のモニタリングにより、アマモ等の増量5%増加を目標としております。平成29年度の増加率が3%で達成率は67%でしたが、平成30年度は気候等の影響等でアマモの生育が悪く、前年対比初めてマイナスとなっております。その後、気候が暖かくなるに連れ、アマモの生育が進み、多少は回復しているようでございます。

○委員（鈴木てるみ君）

10ページの県単急傾斜地崩壊対策事業についてお尋ねいたします。来年度は4件工事が行われるようですが、ほか1地区というのはいどこかお尋ねいたします。

○土木課長（西元 剛君）

これも隼人町の瀬戸口地区という所です。

○委員（鈴木てるみ君）

ここ以外にあと何箇所残っておりますでしょうか。

○土木課長（西元 剛君）

現在、急傾斜地の中で、要望を掛けている所が全部で15か所ございます。

○委員（鈴木てるみ君）

その残りの15か所も優先順位がつけられていると思うのですが、ちょっと急を要するような案件が発生すると、また後回しにされているというのがあると思うのですが、その優先順位の付け方を教えていただければ。

○土木課長（西元 剛君）

まず事業の要綱といたしまして10m以上、30度以上という要件がございます。[30ページに訂正発言あり]その中で当然要望があれば現場を確認して、確認した中で人家があるとか、過去に崩壊した事例があるとか、そういう所を優先して要望しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

建築住宅課のほうにお尋ねしたいと思います。先ほどの市営住宅の改善の関係であります。まだ100棟ほど修繕が必要な住宅が残されているということでありまして、昨年度と比較すると、この市営住宅改善事業は1億1,571万5,000円程減額になっているわけですね。それで私も東郷団地の外壁の落下について老朽化が進んでいるということで、一般質問でも求めた経過があるのですが、令和2年度の事業でも入っていないわけですね。それでそういう外壁が非常に見苦しいと。まだ危険度があるというような所というのは、入居者そのものも減少すると。新しく入ろうとする入居者についても。東郷団地でその外壁の落下、補修がされてそのままになっている所の空き家が、あの団地の中で一番多いというようなことから言えるのですが、要するに、そういう整備が先延ばしになればなるほど入居者が今度は入らないという悪循環を作っているのではないかなと思いますけれども、まず、この減額にせざるを得なかった理由と後段のことについては、どういう議論をしていますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回の減額になっている理由としましては、市営住宅の全般に関する維持管理というのは住宅使用料を充てているという点と国の交付金を充てて改修工事を行っています。今回、こちらの改善事業のほうは減っているのですが、浄化槽のほうで、下水道に接続する工事というほうにお金を掛けているところと、交付金が付きにくくなっているところから改善事業のほうは今回減っているところ。あと確かに古い所というか、汚くなっていう所はあるのですが、うちも御存知のとおり住宅をたくさん抱えておりまして、どうやって改修を進めていくかというところから検討しておりまして、少しでも改修はしたいのですが、そういう財源的な問題と、あと東郷団地につきましては一度外壁改修工事を行っているという点、危険だという点については危険回避は行っていますので、そういう点で今回、東郷団地ではなくて、ほかの団地の外壁改修を行っているところ。あと確かに古い所というか、汚くなっていう所はあるのですが、うちも御存知のとおり住宅をたくさん抱えておりまして、どうやって改修を進めていくかというところから検討しておりまして、少しでも改修はしたいのですが、そういう財源的な問題と、あと東郷団地につきましては一度外壁改修工事を行っているという点、危険だという点については危険回避は行っていますので、そういう点で今回、東郷団地ではなくて、ほかの団地の外壁改修を行っているところ。あと確かに古い所というか、汚くなっていう所はあるのですが、うちも御存知のとおり住宅をたくさん抱えておりまして、どうやって改修を進めていくかというところから検討しておりまして、少しでも改修はしたいのですが、そういう財源的な問題と、あと東郷団地につきましては一度外壁改修工事を行っているという点、危険だという点については危険回避は行っていますので、そういう点で今回、東郷団地ではなくて、ほかの団地の外壁改修を行っているところ。

○委員（宮内 博君）

財源の主なるものは、住宅使用料で占められているということのようであります。ですから結局長引けば長引くほど、魅力のない住宅になり、入居者が敬遠すると。逆に使用料が入らないと。そういう悪循環になっているという点で申し上げているわけですね。早急に整備促進を図るといふことになると、ほかの財源からの投入ということがなければできないということなのでしょうけれど、合併特例債は先ほど使っていないということでしたよね。これは使うことができないということだったのですかね。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

使うことができないと。合併に起因して使う市債ということであれば使えますけれども、今回、合併に起因していないというところで使えないという判断をしています。

○委員（宮内 博君）

説明では、特定財源が僅かで2,200万円ということで紹介されておりますけれど、この特定財源というのはどういうものですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

社会資本総合整備交付金が1,795万5,000円。そのほかに浄化槽の改修をするに当たりまして、200万円程度入っております。

○委員（宮内 博君）

単に財源を求めるのが厳しいという判断ですか。実際、整備促進するための財源というのは今の段階で見つかっていないと。住宅使用料を主に充てるしかない。こういう判断なのですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

何とかたくさん交付金の内示が出るような方向でお願いしてはいるのですが、なかなかその件については厳しい状況にあると。そうなったときには、やはり住宅使用料に頼らざるを得ない現状です。

○委員（宮内 博君）

ぜひ、新しい財源が活用できないのかどうか、その辺ももっと御議論いただいて、そういう悪循環を作らないという体制を求めておきたいと思っております。同じく維持管理事業の関係についてでありますけれども、今回、委託料として民間委託分1億7,925万8,000円ということで、4月からの民間委託による経費が見込まれているわけでありまして、上にあります修繕料については50万円以上の修繕というのがこれに入ってくるということでありました。民間委託によって、それ以外の修繕等については、これを担うこの委託業者のほうで行うという説明があったかというふうに思いますけれども、そういう理解でよろしいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今のような理解で大体よろしいかと思っております。基本的に大きい修繕料又は工事費に係る分は市で行いまして、通常の入居者がいてその中で修繕を行うと、そういう分に関しては指定管理者の委託料の中に入っているという形です。

○委員（宮内 博君）

まもなく4月から指定管理業者がそれを担っていくということになるのですけれども、地元の小規模事業者等の仕事の機会を奪うようなことがないように取組はしていくということでありましたけれども、そのことは指定管理に当たって、これまで議論してどういう方向性になるようとしているのか、お示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

指定管理者を選定するに当たって、昨年の6月から公募したのですが、その前にサウンディング調査ということで、指定管理事業を行いたいということで、参加願いがあつた所への聴き取りなどを行っています。その中でもぜひ地元業者を使いたいということがありました。また、公募して選定委員会の中でも、やはり地元のことは地元でやりたいということと、地元が一番分かっているので地元の業者をぜひ紹介してくださいということで、そういう経緯もあつて選定されたと思つてお

ります。現在、市のほうで今までいろいろ修繕を行っていた業者のリストを渡したりして、できる限り市内の業者を使っていたらいいということをお願いしてありまして、エレベーターの維持管理とか、そういうメーカーでないものは可能な限り地元を使っていきたいという返事を頂いています。

○土木課長（西元 剛君）

先ほど、鈴木委員の県単急傾斜の事業の要件の中で、高さ10m以上、30度以上という形で答弁しましたがけれども、実際は5m以上、30度以上が要件でございます。訂正させていただきます。

○委員（蔵原 勇君）

予算書の3ページ、先ほどお尋ねすればよかったですのですが、建設施設管理課にお尋ねです。本市の橋梁が有り難い国の事業で修繕あるいは補修等が行われているのですけれども、この長寿命化の修繕事業はいつごろ始まって、現在、本市でどのくらいの橋があるのですかね。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

現在、市道橋が656橋あります。補修事業につきましては、平成24年度から実施しております。平成30年度までの実績と致しましては、37橋を補修しております。

○委員（蔵原 勇君）

本当に40年、50年たつと長寿命化ということで国が力を入れてもらって有り難いのですけれども、平成24年度からどのくらい整備済みですか。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

橋梁につきましては、補修点検を行っており、その中で判定3といわれるのが104橋。判定4が2橋あります。判定3とは、早期措置段階で道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態のことをいいます。判定4は道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く緊急に措置を講ずるべき状態であります。その橋梁につきましては106橋ありますので、約35%が補修してあるような状況です。

○委員（蔵原 勇君）

この工事、修繕については、国と市の負担割合はどのようになっていますか。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

国の補助率については55%です。

○委員（蔵原 勇君）

この651の橋梁は橋と捉えるのであれば、一番短いので幾らで、一番長いので幾らか調査されたことはないですか。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

最小は2mです。最長は今押さえておりませんので後ほどお答えさせていただきます[33ページに訂正発言あり]。

○委員（新橋 実君）

都市計画のほうで18ページですけれども、この街路整備事業で今回、犬追馬場線が文化財を外れたということ先ほど文化財のほうで聞いたわけですがけれども、今回、工事が始まってから非常に遅れているわけですがけれども、予算組みが今回なされているわけですね。それで今回の全体予算のどれぐらいなのか伺います。

○都市計画課長（三島由起博君）

令和2年度の事業費としましては6,000万円を計上しております。全体の割合については少しお時間頂きたいと思っております[33ページに答弁あり]。

○委員（新橋 実君）

6,000万円ということ、用地買収と調査の業務委託ということで、実際文化財が中には入っていないということで、道路の位置がずれると先ほどお伺いしたわけですが、実際の道路の幅員はどれくらいですか。

○都市計画課長（三島由起博君）
標準部12mを計画しています。

○委員（新橋 実君）
あと延長も伺います。

○都市計画課長（三島由起博君）
全体計画延長が180mになります。

○委員（新橋 実君）
これから始まるわけですが、最終完了年度はどのように考えていますか。用地交渉の関係もあるでしょうけれど、あの辺の方も大分昔から待っていらっしやると思うのですが、もうほとんど用地買収については、ある程度話もなされて大体決まっているのか、その辺も含めて伺います。

○都市計画課長（三島由起博君）
事業完了年度につきましては令和元年度から都市再生整備計画のほうに事業を振り替えまして、この計画自体が令和3年度までとなっているところです。しかしながら御存じのとおり、まだ補償物件が多数ございますので、今後、その用地の進捗等を見ながら事業については検討したいというふうに考えております。それと事前に何名かの方にもちょっと御相談しておりまして、ある程度協力が頂ける所については順次、用地の買収について協力いただくように交渉を行っているところです。

○委員（新橋 実君）
用地交渉の相手方は何軒あって、何軒が決まって、何軒の方と交渉ができていますのですか。

○都市計画課長（三島由起博君）
対象となる筆数が1筆ございまして、現在、契約済みも含めまして4筆終わっております。残りが8筆です。その中で今、平行して交渉させていただいている方が1名です。

○委員（新橋 実君）
ということは、あと7名ですか。まだ交渉していらっしやらない方が結構居るわけですね。その辺も含めて、あそこは通学路やいろんな形で子供たちも結構通るわけですが、工事が完了するのが令和3年度と先ほど言われましたけれども、ということは完了はまだ延びるということですよ。実際、最終年度というのは、今のところでは確定していないということですか。

○都市計画課長（三島由起博君）
最終年度につきましては、当然まだ用地の件数も多数ございますので、確定しておりません。あと、当然その補償物件があるところにつきましては、事前に補償の調査等をさせていただいていますので、計画の内容につきましては、ほかの方にも事前に相談をしているところでございます。

○委員（新橋 実君）
大まかでもいいですから、大体の全体予算を報告していただきたいと思います[33ページに答弁あり]。それと区画整理のほうで、先ほど池田綱雄委員のほうから話がありましたが、隼人駅東でエレベーターを今回、JRのほうで造るわけですが、その辺を含めた形で駅東の全体図面ですね。どういうふうな形で駅東に区画整理の図面ができていますのか、その辺の図面は出来ていないのですか。

○都市計画課長（三島由起博君）
今、新橋委員がお尋ねの件は、隼人駅の東西自由通路の配置ということでよろしいでしょうか。その計画については都市計画のほうで所管して計画していますので、今ある図面でしたら後ほど提供したいと思います。

○委員（池田綱雄君）
建設施設管理課長にお尋ねします。この口述書の3ページの真ん中から少し下、道路維持管理事業の3億3千幾らと、材料費の約2億円が予算化されていますが、最近交通量が多くて道路の痛みが非常に激しいですよ。道路も傷んでいるのですが、この予算で1年間十分な補修とか修理ができるのかお尋ねします。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

この修繕料の中にはまちづくり計画からの要望と、緊急的な舗装、側溝などの修繕を行っていますが、実際今の予算で全てを対応できているとは言えません。しかし、緊急的な所は優先的に対応しているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

予算要求はどれぐらいされて、これだけの予算だったのかお尋ねします。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

予算要求としましては、過去2年の実績に基づいて出しています。まちづくりの件数と単価、緊急的にやっている修繕の件数を出しては、急激には増加していません。今のところは例年並みの要望ということで予算計上しています。

○委員（池田綱雄君）

予算はほぼ満額でもらったということでいいのですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

建設施設管理課の予算としましての要望は満額いただいています。

○委員（池田綱雄君）

それでは途中で予算がなくなったりとか、そのようなことは言わないでください。もう一点ですが、工事用の看板についてお尋ねしますが、昔は工事の看板には必ず業者名が書いてあったと思います。霧島市と発注者は書いていますが、最近は業者名がほとんど書いていない。最近、気が付いたのは、水道工事で鎌田建設というのがありますけれど、これは私は書くべきだと思うのだけれど、書かなくてもいいのか。どのように指導されているのかお尋ねします。

○まちづくり調整監（池水清人君）

看板の件についてですが、県のほうが工事の施工の仕様書を出しては、その例示の中で看板については、下のほうに発注者を示していますので、それに基づいて霧島市のほうでも同様に措置されていると考えています。

○委員（池田綱雄君）

ということは、業者名は書かなくてもいいということですか。書くようにはなっていないのですか。

○まちづくり調整監（池水清人君）

一番大きな看板は、工事の全体の工期を示したり、工事の名称、発注者と受注者名が入っていると思います。あと、細長い看板については、発注者のみを表示するというルールになっていますので、特に示しても示さなくてもいいというルールにはなっています。

○委員（池田綱雄君）

部長、これは全部書くように指導できないのですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

看板につきましては、まちづくり調整監から話がありましたように、県のほうからそういった指導というか通達がありまして、市も県に合わせて工事中の所には発注者だけ書いている状況です。その理由は把握していませんので、もう一回確認しないといけないのですが、そこを確認して今後変えたほうがいいのかどうかは検討してまいりたいと考えています。

○委員長（木野田誠君）

すみませんが、予算に関する説明になるべくお願いいたします。

○委員（池田綱雄君）

なぜ言うかといえば、業者にもしっかりしている業者、そうでない業者、いろいろあると思うのですよ。通りかかって、これはちょっと工事とかいろんなものが悪いなと電話をしたい気持ちもあるのですが、全くそういう電話番号も書いてないということで、私は業者名を書くべきだと思うのですが、検討してください。

○建設部長（猿渡千弘君）

いろんな工事現場で苦情なり、そういったところがあった場合に、業者に直接連絡するよりは、発注者側に連絡したほうが早い対応もできるだろうし、なかなか業者に連絡しづらいという部分もあるかと思いますが、基本的には発注者側のほうに連絡していただければと考えています。

○都市計画課長（三島由起博君）

先ほど新橋委員からお尋ねのありました犬追馬場線の事業費の全体に対する割合ですが、まち交街路整備事業におきましては約40%になります。街路事業費全体で申しますと、約10%です。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

先ほど蔵原委員から御質問がありました橋の最長についてですが、最長は延長が277mとなっております。

○委員（宮内 博君）

予算書の54ページの住宅使用料の関係でお尋ねします。7億281万1,000円ということで計上されておりますけれども、口述では6億9,649万6,000円と紹介されております。お尋ねしたいのは、新年度の申請家賃の減免の件数等を幾らぐらい見込んでいらっしゃるのか、そのことをお示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

新年度の減免の件数ということでよろしいですか。現在、申請はその都度上がってきますので、新年度の件数はまだ把握できない状態です。

○委員（宮内 博君）

予定をしているのかということで。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

予定ということではないのですが、平成30年度が九十数件ありましたので、令和2年もそれ以上になるのかなとは思っております。

○委員（宮内 博君）

公営住宅については減免、徴収猶予の規定に関する指導要綱が定められているんですけれども、そこでは減免の基準はどういうふうに示されているのでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

減免の基準といいますか、入居者の収入月額が5万円以下の者、また6か月以上の病気などでそれが5万円以下になる者とか、災害によって月額収入が5万円以下になる者ということになっております。

○委員（宮内 博君）

そこで言う収入というのは所得ですよ。1か月の所得が5万円以下ということでありまして。それで公営住宅入居者の所得階層区分は新年度ではどうなる予定ですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

入居者に関することは今までと変わっておりません。減免がどうこうというのは入居者の階層区分があって、それに基づいて入居した後に減免の申請があるものと考えています。

○委員（宮内 博君）

確かに住宅ですので移動がありますから、その部分は不確定な部分となるんですけれど、所得でいって1か月の収入が10万4,000円以下の第1分位の方が入居者の大体72%ぐらいに上っているというのはこれまで議論をしてきたところなんです。それでいわゆる要綱上に示されている減免基準は5万円以下ということでありまして、これが第1分位の中にどれくらいの方が入っているのかなと思うんですが、そのところは分かりますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

昨年度の数字ではありますが1,846世帯が月額収入5万円以下の世帯となっております。

○委員（宮内 博君）

もう一回お願いします。それは入居者の何%になりますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

1,846世帯です。

○委員（宮内 博君）

パーセントは後で出します。それで、簡単にこの取扱要綱に基づいて申請がなされれば、それが減免の対象になる世帯数だということに理解してよろしいですね。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

生活保護世帯とか既に家賃が5,000円以下の世帯については減免の対象にならないということになっております。

○委員（宮内 博君）

そこの正確な数字は持っていないということになるのでしょうか。あれば後ほどお答えいただければと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

この数字が昨年11月の数字ではありますが、先ほどの1,846世帯から生活保護世帯、今の家賃が5,000円の世帯を引きますと1,232世帯です。

○委員（宮内 博君）

それらの数字からいくと、実績としてこれまで報告されているのは90世帯ということであり、ですから件数としてはかなり低い。20%にも満たないということになりますので。この要綱は収入というのがしっかり明記されています。ですから、それをどういうふうに新年度入居者に対して周知を図っていくのかという点では、どういう議論をなさっていらっしゃるのでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

この件につきましては、前にもお答えしていると思いますが、年3回文書にてそういう制度がありますということで、きちっと伝えております。今年度も同じように年3回きちっと伝えていきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

実際に年3回伝えているんだけど、なかなか自分が対象なのかどうなのかというのは判断が難しいと思うんです。先ほど課長から、入居者の収入ということで報告がありましたけれども、公営住宅法上は収入となっているけれども、あらゆる控除をした残りの金額ということですから、税法上は所得なんですよ。だから、そういう表記になっていること一つを取っても非常に分かりにくいと思います。ですから、入居者の方たちが安心して暮らすことができる公営住宅であってほしいと思いますので、もっと工夫をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、入居者に家賃があって、病気なり離職して収入が減ったということに関しましては、なかなかこちらから把握できないという状況であります。そういう方々に、家賃滞納等があって徴収に行ったときに、そういう話を聴いて、そういう減免制度を勧めたりはしておりますけれども、そういうのがない限り、こちらからお宅は減免世帯になりますよという通知がなかなかできない。そういう案内を差し上げたにもかかわらず実際は家族での世帯の収入になりますから、減免に当たらなかったということになったりすると逆に迷惑を掛けたりすることもありますので、現在としてはこういう制度があるので、それに該当する方はこちらに連絡してくださいということでお願いしている状況です。

○委員（宮内 博君）

平行線ですからこれ以上言いませんけれど、実際にはっきりしたことは対象世帯が1,232世帯はあるということです。それで実際にそれが減免されている件数は前年度で九十数件と、かなりの乖離が大きいので、そこのところはしっかり現時点に立って改善を求めておきたいと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

先ほど1,232世帯ということは話をしたんですが、これには児童手当とかその他の手当が含まれておりませんので、そういうのが含まれた場合にはこれよりもっと減っていくと考えております。

○委員（宮内 博君）

もう言わないと思ったんですけど、当然そうですね。ただ、この金額から例えば寡婦世帯であったり、あるいは障がい者世帯であったり、そういうところは障がい者では27万円とか45万円とか、寡婦世帯でもそういう控除があります。そういうものを引いた残りの金額ということになりますので、もちろん手当等で膨らむ部分もあるけれども、そういう障害等を持っている方たちについては、法的な控除ができるという仕組みもあるわけですので、それにしても乖離が大きいということですから、そこはしっかり受け止めていただいて改善をしていただきたいと、このことは要請をしておきます。

○委員（新橋 実君）

市営住宅の浄化槽の改善事業で、今回、溝辺地区が第一陵南団地、これまでは浄化槽であったんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

単独浄化槽ということで使用しておりまして、霧島市も含めまして湾奥の水質改善ということで今までも福山地区とかの単独浄化槽を合併浄化槽に替えている経緯がありました。また一般住宅におきましても、単独浄化槽から合併浄化槽に切り替えるように補助を出したりしておりますので、そういう経緯から単独浄化槽を合併浄化槽に替えたいと考えております。

○委員（新橋 実君）

あとどれぐらいの数の公営住宅があるのか。汲取りは公営住宅の中ではないと思いますけれども、どうですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

第一陵南団地とか上井団地も含めまして5団地あります。

○委員（新橋 実君）

今回、上井団地は下水道とつなぐような形になっていきますけれども、5団地ということはほとんど終わりというような形になるわけですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

本年度まだ第一陵南団地、上井団地をやっていきますので、あと3団地残っているところではあるんですが、奈良田団地におきましては下水道の供用区間に入る予定のところでもありますので、浄化槽を設置するのか下水道につなぐのか、その辺はちょっと協議をしていかなければいけないところではあります。

○委員（新橋 実君）

分かりました。あと、上井団地の負担金補助及び交付金ということで81万7,000円、これは団地全体の面積で計算して81万7,000円となっているのか。それと今回、下水道になることによって水道料に加算されるわけですが、これまでは管理費という形で取られていたと思うんですけども、どれぐらいの水道料金に加算される部分とこれまでの管理費で取られる分とした場合、負担が増えていくのかあまり変わらないのか、その辺はどうですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

最初の負担金につきましては面積から出しておりまして、それを5年間で割った負担金になっていきます。実際はもっと大きい金額になります。管理費につきましては、今までも浄化槽に替えているところがあるんですけども、厳密に計算はしていないんですが、行く行くは浄化槽の電気代とか維持管理費、そういうものを考慮すると下水道につないだほうが有効に安くなると考えています。

○委員（山田龍治君）

最後に、19ページの浜之市土地区画整理事業についてお尋ねしたいと思います。地域の方より隼

人港入口の信号の改良について、多くの方より御要望があつて、早く工事をしてほしいという願いをたくさん私も聴いているんですけど、今後、どのような状況になるのか、お尋ねします。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

浜田齒科前の隼人港1号線を東側へ広げる工事と思います。本年1月30日に入札を行いまして、落札者が決定しました。2月5日付けで契約しております。現在、工事着手の準備を行っているところで、近いうちに着手する予定でございます。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建設部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時24分」

「再開 午後 1時26分」

△ 議案第23号 令和2年度霧島市水道事業会計予算について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第23号、令和2年度霧島市水道事業会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（柿木安長君）

議案第23号、令和2年度霧島市水道事業会計予算について御説明申し上げます。令和2年度の予算編成にあたりましては、公営企業の経済性と公共性の両立を図り、独立採算制の原則を堅持しながら、管路の新設や老朽管の布設替え、配水池等の施設整備などを計画的に実施し、安全で良質な水を安定的に供給するために予算の編成を行いました。予算の内容につきましては、予算書の1ページから3ページに記載してあるとおりでございますが、1ページの第2条、業務の予定量から御説明いたします。令和2年度の業務の予定量は、給水戸数が年々増加傾向にあることから、対前年度200戸増の5万9,600戸を見込んでおりますが、年間総給水量につきましては、水道使用量が減少傾向にあることから対前年度20万 m^3 減の1,690万 m^3 を見込んでおります。また、建設改良工事の概要につきましては、水道事業が隼人駅東地区の区画整理区域等に配水管を新たに布設する、布設工事10件、既存の配水管を更新する布設替工事12件、配水池等の水道施設の設備工事4件を、簡易水道事業が霧島永池地区の管路布設工事1件、布設替工事17件、施設設備工事7件を予定しております。次に、第3条の収益的収入及び支出につきましては、先ず収入の営業収益及び営業外収益等の収入合計額は、対前年度5,815万1,000円減の23億7,892万円を、また2ページの支出の営業費用及び営業外費用等の支出合計額は、6,175万4,000円増の20億2,854万6,000円を計上いたしております。第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入が、消火栓設置負担金等の工事負担金414万円を、支出では配水管布設工事などの建設改良費及び企業債償還に係る費用として、対前年度1,513万4,000円増の14億1,013万7,000円を計上いたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額14億599万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金取りくずし等で補填することといたしております。第5条の債務負担行為は、現在の水道事業包括的業務委託の業務が令和2年度で終了することから、新たに令和3年度から3年間の業務委託に係る費用といたしまして、限度額を3億6,455万8,000円と定め計上しております。また、水道法改正により整備が義務付けられた水道施設台帳等の整備に係る費用を限度額6,754万円計上しております。3ページの第6条は、一時借入金の限度額を、第7条は、各項の経費の金額の流用を、第8条は、議会の議決を必要とする流用の経費を、第9条は、他会計からの補助金を、第10条は、たな卸資産の購入限度額をそれぞれ定めているところでございます。詳細につきましては、参事が説明申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○上下水道部参事兼水道管理課長（坂之上浩幸君）

議案第23号、令和2年度霧島市水道事業会計予算について、御説明申し上げます。説明資料は、水道事業会計予算書と別冊の企業会計予算説明資料になります。予算書の1から3ページは水道事業会計予算書です。ここにつきましては、部長の説明と重複しますので省略いたします。4から6ページは予算実施計画です。20ページ以降の予算参考資料に詳細を掲載しておりますので、そちらのほうで説明いたします。7ページは令和2年度の予定キャッシュ・フロー計算書です。間接法により作成しております。キャッシュ・フロー計算書は、貸借対照表の資産のうち、現金・預金が1年間の経営活動でどのように動くのかを示すものです。まず、業務活動によるものが10億9,964万9,000円の増、投資活動によるものが10億6,326万4,000円の減、財務活動によるものが1億8,813万6,000円の減で、資金増加額は1億5,175万1,000円の減となり、資金期首残高31億3,886万6,000円からこの額を減じた資金期末残高は29億8,711万5,000円になります。これは、16ページの令和2年度予定貸借対照表の現金預金の額と一致します。続きまして8から10ページは給与費明細書になります。次に、11ページは令和元年度の予定損益計算書です。これは令和元年度収益的収支予算の1年間の経営成績を税抜きで示したものです。営業収益から営業費用を差し引いた、営業利益は3億1,247万6,000円、営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外利益は1億3,868万4,000円で、元年度の経常利益は4億5,116万円になり、特別利益の7,000円、特別損失の4,000円を加えた令和元年度の純利益は4億5,116万4,000円を見込んでおります。続きまして、12から13ページは令和元年度の予定貸借対照表です。これは、令和元年度末における財政状態を表すものです。左側の資産は、企業の経営の活動手段である運用形態を、右側の負債・資本は、左側の資産がどのようにして得られたかを示すものです。左側の資産の部から説明いたします。固定資産の合計が196億7,749万5,408円、流動資産の合計が32億2,731万6,777円で、資産合計は229億481万2,185円です。負債の部は固定負債の合計が12億9,870万5,586円で、流動負債の合計が2億832万2,091円、繰延収益の合計が長期前受金の19億5,078万8,508円で、負債合計は34億5,781万6,185円になります。固定負債及び流動負債の両方に、企業債が記載されておりますが、貸借対照表日の翌日から起算して、1年以内に返済期限が到来するものを流動負債に、1年を超えて返済期限が到来するものを固定負債に区分しているためでございます。資本の部は資本金合計が158億8,917万7,434円、剰余金の合計が35億5,781万8,566円で、資本金と剰余金を合わせた資本合計が194億4,699万6,000円となります。負債と資本の合計額は、229億481万2,185円で資産合計の額と一致します。次に、14から15ページは令和元年度の注記表です。注記表は、重要な会計方針に係る事項に関することや予定貸借対照表等に関する注記であり、財務諸表を作成するにあたり採用した会計処理の基準及び手続を開示し明瞭にするものです。重要な会計方針に係る事項に関する注記は、資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準等について、予定貸借対照表に関する注記は、企業債の償還に係る他会計の負担、引当金の取崩しについて、その他の注記は、修繕引当金に関する経過措置について記載しております。16から17ページは令和2年度の予定貸借対照表となります。これは、2年度末における財政状態を表すものです。まず、左側の資産の部では、固定資産の合計が198億5,338万7,198円、流動資産の合計額が30億7,501万5,427円で、資産の合計は229億2,840万2,625円です。負債の部は、固定負債の合計が11億1,251万6,555円で、流動負債の合計が2億1,275万3,031円、繰延収益の合計が18億5,342万6,976円で、負債合計31億7,869万6,562円です。資本の部は、資本金合計が164億2,932万3,401円、剰余金合計が33億2,038万2,662円で、資本合計は197億4,970万6,063円となり、負債資本の合計額229億2,840万2,625円は、資産合計と一致します。18から19ページは令和2年度の注記表となります。続きまして20ページ以降の予算の参考資料について説明いたします。公営企業会計予算は、3条予算と呼ばれる収益的収支と4条予算と呼ばれる資本的収支の2本立の予算となっております。20から33ページは収益的収入及び支出でございます。20ページの収入から説明いたします。なお、金額は消費税込の金額となっております。水道事業収益は、19億3,873万5,000円を計上しております。このうち営業収益は18億7,624万7,000円で、給水収益である水道料金を18億903

万6,000円, 加入金を2,363万2,000円, 設計審査・完成検査等の手数料, 下水道使用料徴収委託等のその他営業収益を4,357万9,000円計上しております。営業外収益は6,248万7,000円で, うち受取利息及び配当金の預金利息と有価証券利息を131万2,000円, 他会計補助金に児童手当の288万円, 他会計負担金に上下水道部長の人件費にかかる下水道事業負担分580万4,000円, 長期前受金戻入として5,225万円を計上しております。なお, 長期前受金戻入は, 補助金等をもって取得した資産の減価償却に伴い, 負債である長期前受金が収益化されるものであり, 現金を伴わない収入となります。次に, 簡易水道事業です。22から23ページをお開きください。簡易水道事業収益は, 4億4,018万5,000円を計上しております。うち, 営業収益は3億3,143万円で, 給水収益の水道料金を3億2,920万円, 加入金51万9,000円, 設計審査・完成検査等の手数料のその他営業収益を171万1,000円計上しております。営業外収益は, 1億875万4,000円で, 他会計補助金として簡易水道事業の企業債償還利息の2分の1の額974万7,000円を, 長期前受金戻入として4,924万8,000円, 資本費繰入収益として, 簡易水道事業の企業債償還元金の2分の1の額4,975万5,000円を計上しております。収益的収入の合計額は23億7,892万円で, 前年度より5,815万1,000円の減になります。続きまして, 収益的支出です。24から25ページをお開きください。別冊の企業会計予算説明資料は1ページからとなっております。併せてご覧ください。水道事業費用は14億7,800万1,000円を計上しております。このうち, 営業費用は13億7,521万7,000円で, 原水及び浄水費に1億3,120万3,000円を計上しております。主なものは, 水質検査業務や電気設備保守管理業務等の委託料2,192万円, 水源地施設や機器等の修繕費3,045万8,000円, 電気代の動力費7,366万4,000円です。配水及び給水費は, 3億3,302万1,000円を計上し, そのうち, 給料, 法定福利費等の人件費に職員16名・会計年度任用職員10名分の計1億6,712万5,000円を計上しており, うち, 賞与引当金繰入額982万1,000円, 法定福利費引当金繰入額196万4,000円は, 翌年度に支払われる予定の期末・勤勉手当のうち, 当年度負担相当額を引当金として計上するものです。また, 漏水当番待機業務, 量水器交換業務の委託料に5,720万7,000円, 漏水修繕や水道施設等の修繕費として7,132万4,000円, 動力費として配水施設の電気代を1,716万円計上しております。26ページの総係費は, 2億8,901万4,000円で, 人件費に職員9名分1億300万2,000円を計上しており, うち, 賞与引当金繰入額555万2,000円, 法定福利費引当金繰入額110万7,000円となっております。納付書の郵送料等として通信運搬費を1,446万5,000円, 窓口業務等包括的委託や水道料金システム保守委託等の委託料を1億2,077万7,000円, 口座振替やコンビニ収納の手数料として2,053万6,000円, 隼人庁舎移転に伴う倉庫改修や車両修繕等の修繕費として1,222万円を計上しております。また, 減価償却費に5億7,167万7,000円, 資産減耗費の固定資産除却費に5,000万円を計上しております。営業外費用は, 1億158万4,000円で, 支払利息及び企業債取扱諸費に1,020万2,000円, 消費税及び地方消費税に8,976万7,000円を計上しております。特別損失は, 過年度損益修正損として20万円を計上いたしました。続きまして30から31ページになります。企業会計予算説明資料は3ページです。簡易水道事業費用として, 5億5,054万5,000円を計上しております。このうち, 営業費用は5億2,997万円で, 原水及び浄水費に8,910万1,000円を計上しております。主なものは, 水質検査業務や電気設備保守管理業務等の委託料として2,524万9,000円, 水源地施設機器等の修繕費719万2,000円, 電気代である動力費が5,400万円です。配水及び給水費は, 1億1,663万円で, 施設監視や量水器交換業務, 漏水当番待機業務等の委託料3,542万円, 漏水修繕や水道施設等修繕費に4,988万6,000円, 動力費として配水施設の電気代を1,116万円計上しております。総係費は444万8,000円で, 公用車の燃料費147万9,000円, 水道賠償責任保険等の保険料158万4,000円を計上しております。また, 32ページの減価償却費は2億8,959万1,000円, 資産減耗費に固定資産除却費3,000万円を計上しております。次に, 営業外費用は支払利息及び企業債取扱諸費として企業債利息分1,949万5,000円, 特別損失は, 過年度損益修正損として8万円を計上しております。収益的支出の合計額は, 20億2,854万6,000円になります。続きまして34から35ページをお開きください。資本的収入及び支出になります。水道事業資本的収入は消火栓設置負担金及び県工事負担金として工事負担金414万円を計上しております。次は, 支出になります。企業会計予算説明資料は4ページです。水道事業資本

的支出は9億5,132万4,000円で、建設改良費の配水設備工事費に7億2,879万1,000円を計上しております。内訳は、配水管や設備の設計等の委託料8,012万5,000円、導・送・配水管の新設・更新、配水池造成工事等の工事請負費6億3,578万5,000円、職員1名分の人件費1,126万2,000円等となっております。メーター費は345万7,000円、固定資産購入費は、土地購入費に配水池用地購入費用として11万4,000円、車両及び運搬具購入費は、普通貨物車購入費用として350万円、工具器具及び備品購入費は、設計積算システム及び企業会計システム等購入費用として2,683万6,000円を計上しております。企業債償還金は、元金償還金の8,862万6,000円を計上しております。また、資金の有効活用を図ることを目的として、投資有価証券に1億円を計上いたしました。次に、36から37ページをお開きください。簡易水道事業資本的支出になります。企業会計予算説明資料は5ページです。簡易水道事業資本的支出は4億5,881万3,000円で、うち建設改良費の配水設備工事費として3億5,279万円を計上しており、うち配水管設計等の委託料が1,865万円、土地購入に伴う立木補償として補償金が260万円、配水管の新設及び更新、水道施設や設備の工事のための工事請負費が3億3,104万円となっております。また、メーター費に、186万9,000円、水源地の土地購入費として464万3,000円、企業債償還金には、企業債の元金償還金9,951万1,000円を計上しており、資本的支出の合計額は、14億1,013万7,000円になります。次に38ページは、水道事業包括的業務委託及び消費税率改正に伴う増額分、並びに同業務委託の令和2年度から令和5年度分、水道施設台帳整備及びアセットマネジメント計画策定業務委託の債務負担行為に関する調書となります。以上で、水道事業会計予算の説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま、説明が終わりました、これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（仮屋国治君）

固定資産除却費3,000万円の内訳をお示しいただけますか。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

予算書32ページ、33ページ、資産減耗費、固定資産除却費3,000万円、この額につきましては固定資産を取得することによりまして、廃棄する、使えなくなる資産を除却するための費用を3,000万円設けております。併せて、この3,000万円は簡易水道事業の除却費になりますけれども、予算書の29ページに上水道の固定資産を購入することによって不要になった資産を除却する費用を5,000万円、予算計上しているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

意味は分かっているので、内訳をお示しくください。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

この固定資産除却というのは決算時に取得固定資産を洗い出しまして、それに付随する固定資産を除却するために予算計上化しているものでございまして、この額を毎年度計上していて、決算時に固定資産を集計して、その中から除却費を算出するものでありまして、決算をしてみないと具体的な除却の費用というのは出てこないところです。

○委員（仮屋国治君）

当初での見込みということですね。ならば、主な設備でいいので、例えば車両なのか、備品なのか、その辺をお知らせください。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

この除却費というのは、工事に伴います水道管を新たに布設替えしたとか、ほとんどが水道管の工事に係る固定資産の除却費になります。

○委員（仮屋国治君）

電力が、簡易水道も含めて2億円ぐらいで、高額にあるわけですがけれども、この辺の電気料の削減ということで、今、電力自由化等になっているわけなんですけれども、その辺の試みはなさってらっしゃるのかどうかお知らせください。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

今、委員がおっしゃるように動力費はかなり高額になっております。電力自由化等の影響で一般会計も民間の電力等を使っているというのはお聞きしたことはあったんですけども、水道事業の場合につきましては、災害時の停電時にすぐ復旧をしていただかないといけないと。より安定的な電力を求めるのであれば、より安全な今の電力をそのまま維持していくのがいいのではないかと。ということで、数回、検討をしたことはございました。

○委員（仮屋国治君）

教育部の小中学校は縮減で各1,000万円ぐらいずつの2,000万円ぐらいを年間で縮減しているようですので、いろいろな事情があるかもしれませんが、可能性として検討していただければと思っております。要望です。

○上下水道部参事兼水道管理課長（坂之上浩幸君）

動力に関しましては、確かにこれだけの金額が掛かってきているわけですけども、施設の老朽化であったり、あるいはかなり低い所から高い所まで水を上げるというポンプ費が結構掛かっているようです。今後、霧島市の水道事業、あるいは簡易水道事業の今後の計画を策定していく上で、水源の在り方とか、そういった施設の在り方等も織り込みながら計画を立てていきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

27ページの修繕費の関係でお尋ねをしたいと思っておりますけれども、口述では、隼人庁舎の移転に伴う費用もこの中に入っているというようなことでありますが、まず、1,222万円の内訳を御説明いただけますか。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

予算書27ページ、修繕費1,222万円の内訳を御説明申し上げます。冒頭、口述の中にもありましたように、修繕費の中に隼人庁舎の移転に係る修繕費が含まれています。隼人庁舎の近くに2階建ての建築倉庫が体育館の前にあります。そこで給水車にタンクを積み降ろししないといけないものですから、その積み降ろしのためのクレーンを改修して設置するという計画で1,000万円。あと公用車の車検費88万円、それに伴います公用車の修繕費76万円、その他、事務機器の修繕費用として50万円、あと公用車の1年点検の8万円を計上しております、合計1,220万円。そのほとんどは隼人庁舎の改修費用に1,000万円充てることとなります。

○委員（宮内 博君）

隼人庁舎への移転は8月頃には終わるといような説明だったと思っておりますけれども、この費用というのは、この予算の中で見ることはできるのでしょうか。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

今、説明しました修繕費のほかに、予算書27ページに賃借料というのがあるかと思います。この中に隼人庁舎の行政財産使用料が入っております、金額が194万4,000円です。それと同じく負担金というのが496万5,000円計上してあるかと思いますけれども、この中に隼人庁舎の光熱水費の負担金225万6,000円が入っております。あと、35ページです。資本的支出の工事請負費に隼人庁舎横にメーター倉庫と修繕資材を貯蔵する倉庫を建設する予算もこの中に入っております。その予算が2,180万円計上してございます。35ページの工事請負費6億3,500万円、この中に倉庫を建てる費用を2,180万円。隼人庁舎の移転に掛かる予算の総額を申しますと、3,932万4,000円。倉庫を建てたり、クレーンを付けたりする費用も含めて3,902万4,000円になります。

○委員（宮内 博君）

総額で3,900万円というのは、かなり少ないなという私の印象ですけども、引越しのために隼人庁舎の新たな整備をしたりといような必要性はなくて、人だけが移るとい形で経費が計上されているのかなと思ったんですけども、これで移転のための費用というのは全部賄うことができる。この中にも倉庫を造ったり、クレーンを付けたりとか、そういうのが入っていますので、そこどころももう少し分かるように説明してもらえませんか。

○上下水道部参事兼水道管理課長（坂之上浩幸君）

隼人庁舎への移転に関しましては、一般会計のほうといろいろ協議をしながら進めているところですが、やはり一番大きな問題は、水道の場合は資材とか機械がかなり大量にあるということで、今の天津浄水場をそのままそこに持っていけるかというとなかなか難しく、倉庫をどう手立てをするかというのは、今、喫緊の課題です。引っ越してすぐは、恐らく一番必要なものはメーカー倉庫、メーター改修をしたり、メーターを置いておく場所を、まず予算計上して、それをまず置きましょうと。あと、隼人庁舎周辺の施設の空きに応じて、そこを倉庫として使わせてもらえれば、そこを使う。今、確定しているのは先ほど申しました建築倉庫です。それが2 tダンプと4 tダンプが4台入るスペースがございますので、そこに重量物を積み降ろしするためにはクレーンがまず必要であるということでの改修費用が、先ほどの説明していたところです。ほかに例えば、人が入ることによってLANの配線であったり、電源の配線であったり、これは一般会計側で、家主さんがやっていただくこととなりますので、現在、それは工事中でございます。

○委員（宮内 博君）

家主側で、そういう受け入れるためのものは一般会計のほうでということではありますが、ということは、ほとんど今、水道部のほうで活用している様々な備品は現在地に置いたままということになるのか。そういう物も引越しの対象にするということと理解していいのか、その辺をもう少し。

○上下水道部参事兼水道管理課長（坂之上浩幸君）

今の水道庁舎の中には机類、棚類がございますけれども、それは全部持っていく予定です。天津浄水場の中に昔、浄水場として使っていた機械類、浄水用のいろいろな電気設備とかがあるんですが、それはそこに置いておいて処分するという形になろうかと思えます。

○委員（宮内 博君）

今言ったように、天津浄水場で天降川から取水して活用していたときのものもかなり残っていると思うんですけれども、それが順次、今のお話では撤去していくということだろうと思うんですけれども、それにどれくらいの費用が今後掛かるのか。当年度も既にそういったものにも引越しと同時に着手していくことになるのか。その辺はどうなんですか。

○上下水道部参事兼水道管理課長（坂之上浩幸君）

天津浄水場の処分につきましては、令和2年度にはまだ予算計上しておりません。今回は引越しするための予算だけでございます。天津浄水場跡地をどうするかということも含めまして、一般会計のほうで有償譲渡するのか、それとも水道事業のほうで処分するのかということも含めて、今後協議は必要ですが、確かにおっしゃるとおり、あそこを壊して機械を処分して更地にするというのは、それなりの金額が必要になってくると思われていますが、それは令和3年度以降という形を考えています。

○委員（新橋 実君）

今の35ページですけれども、今言われました工事請負費で6億3,578万5,000円みであるわけですが、これで配水管布設の新設、布設替え、布設整備とあるわけですが、この内訳を教えてください。

○水道工務課長（上小園伸一君）

水道事業区域の中の国分地区が9路線、布設が4件、布設替えが5件、延長が1,193mでございます。隼人地区が9路線、布設4路線、布設替え5路線、延長が960m。溝辺地区が4路線、布設が2路線、布設替えが2路線、延長が1,220m。水道事業の合計が22路線で延長3,373mです。簡易水道事業区域の横川地区が5路線、全て布設替えです。延長1,306m。牧園地区が4路線、同じく全て布設替えです。延長が1,500m。霧島地区が4路線、布設が1路線、布設替えが3路線、延長1,300m。福山地区が4路線、全て布設替えです。延長が1,485m。国分地区の簡易水道、木原になりますけれども、1路線、布設替えです。延長が200m。簡易水道事業の合計が18路線、延長5,791mです。

○委員（新橋 実君）

布設と布設替えとあるんですが、布設は新設ということですよ。ということは、その中には前の水道管は入っていなかったということになるわけですが、そういったところがまだどれくらいあるのか、その辺は把握されているんですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

今後の布設の延長につきましては把握をしていないところでございます。

○委員（新橋 実君）

福山は今回、昔のものが非常に分かりづらいということで、新設という形になると思うんですけれども、今回のこれでほとんど対応できていくのか、今後どれくらいか、その辺は分かっているんじゃないでしょうか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

牧之原地区の公道に入っているもの、私道に入っているもの等も含めて調査をしてみました。国道10号付近ですけれども、公道内に入っているものが1,250m、民有地に入っているものが2,530m、合計で3,780mとなっております。国道504号付近になりますと、公道内に全て入っております1,140m、県道につきましては公道内に3,030m、民有地に490mとなっております。市道その他里道、農道等につきましては、公道内に2万3,222m、民有地に820mということで、計測した中では総延長3万2,480mのうち、公共用地に入っているものが2万8,640m、民有地に入っているものが3,840mというような状況でございます。

○委員（新橋 実君）

布設替えとなると、古くから布設替えをすると私は理解しているわけですが、昔は管の高さが1,300mmくらいで入れ込みなさいとかがあったんですけれども、現在は管も大分よくなって非常に浅くてよくなったと思うんですけれども、そう考えた場合、布設替えということは一部をやり替えるのか、それとも管を全てやり替えるのか、そうした場合、当たり前前に新設したほうが安く上がるのではないかなと思うんですが、その辺の単価はどうなっているんですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

布設替えという工法になりましても、新しく全て管を入れ替えてやり直すということですので、新管を入れるのと同じということになります。

○委員（新橋 実君）

ということは、今まで入っている既設管は全て取らずに、その上に配管を入れるということで理解しているのか。それで、昔は幾らのが入っていて、今回どれくらいの管を入れるのかその辺も含めてお伺いします。

○水道工務課長（上小園伸一君）

大体、口径300mmまでは今ある管についてはそのまま置いたまま布設替えすると。300mmを超えるものにつきましては、道路管理者のほうからその後の措置といいますか、空洞化して陥没があるといけないということで、モルタル等の注入をというような指導もあります。そういうことで300mm以下についてはそのまま置くという形式でやっております。深さは今、管上800mmで施工しています。布設替えするときの口径につきましては、大体既存の口径の場合が多いですけれども、周辺の水需要が増えているところについては口径アップをしている状況でございます。

○委員（仮屋国治君）

現金預金のうち、預金が幾らになるか。令和2年の3月末でよろしいですので教えてください。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

12ページの貸借対照表にあります現金預金31億3,886万6,559円のうち27億円を定期預金として活用しております。

○委員（仮屋国治君）

優良企業でしょうかね。そうでもないんでしょうか。35ページに投資有価証券を1億円購入ということになってはいますが、多分、今まで購入の跡がないんですけれども、どういったきっかけ

けで購入することになったかお知らせください。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

投資をする理由につきましては、水道事業では先ほども言いましたように、余裕資産の一部を定期預金にて運用している状況でございます。運用額は令和元年12月末時点で27億円、八つの金融機関に預けているところでございます。日銀のマイナス金利政策等の影響による金利の低迷により、平成30年度決算になりますが、利息収入は138万7,749円となっております。金利の平均は0.03%程度となっているところです。一方、市中に流出している国債等の債権の状況は、10年国債で利回りが0.01%、20年国債で利回りが0.3%前後、30年国債で0.4%前後となっております。現在の定期預金における運用実績の10倍以上の利率となります。以上のようなことから、余裕資金の全てを利率の低い定期預金で運用することは必ずしも効果的な資金運用とは言えないことから、今後、余裕資金の運用については現状の定期預金に加え、債権も兼用しながら行っていこうと考えており、予算を計上させていただきました。

○委員（仮屋国治君）

お金があると何でもできるからうらやましいですけれども、このことはどこかコンサルがいてアドバイスを受けたのか、自分たちで考えたのか、その辺のところはどうなんですか。

○上下水道部参事兼水道管理課長（坂之上浩幸君）

県下の証券会社の支店を訪問したり、来てもらったりして、いろいろお話を伺ったり、あと、一般会計を会計課のほうで運用しておりますので、そこの話を伺ったりしながら、どういう運用をしたほうがいいのかというのを検討したところです。

○委員（蔵原 勇君）

令和2年度の当初予算に関係するかしないか分かりませんが、ちょっとお尋ねしたいんですが、もう既に数年前、台明寺の水源地の新しいタンクの構想が10年計画で14億円、また用地買収が23人であと1人というようなのを、数年前聞いたんですけれども、その後どのようになっていますか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

（仮称）宇都良配水地の件だと思います。詳細設計が終わりまして用地買収に入っておりますけれども、昨年1件、用地が難航しておりまして断念いたしました。修正設計いたしまして、また路線と取付道路等の線形を変えたりして、修正を致しております。その結果、また林地開発のほうも変更ということになりまして、そちらのほうも申請いたしまして林地開発のほうも承認が下っております。令和2年度から造成工事、取付道路に着手と考えているところです。

○委員（蔵原 勇君）

現在の台明寺水源地が50年近くたっていて耐用年数も過ぎているから、新たにそういうことの計画は非常にいいことだと思って、22名の方は協力されて、あの辺の開発についても大きな期待をされているんですよ。ですから引き続き、用地買収は相続関係で非常に難航したとは聴いているんですけれども、もっと力を入れて熱心な交渉をしてもらわないと、ただ電話先辺りの交渉では私は失礼に当たると思うんですよ。やはり行って、直接その相続人とお話をして、計画をちゃんと説明すれば理解していただけると思うんですけれども、どうですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

今、委員からありましたように相続の関係で難航しておりました。相続の方が市内と、大阪市のほうにいらっしゃいました。市内の方は承諾が得られていたんですけれども、大阪の方がどうしても承諾が得られないということで、10月に担当が2名出向きまして話をさせていただきましたけれども、話も電話でしかできなくて、直接お会いすることができませんでした。そのようなことから判断いたしまして断念したというようなことになっております。

○委員（蔵原 勇君）

せっかくすばらしい計画を立てていらっしゃいますので、引き続き努力してください。

○委員（新橋 実君）

修繕料ということで、漏水関係で工事をしてもらおう業者がいらっしゃるわけですが、こういう業者はその本管工事にどれぐらいの形で入札に参加しているのか。こういう業者は入札に参加しているんですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

漏水当番の組織は、それぞれ各地区にごさいますて、全体で40社が入っています。そのうち、入札参加されている業者は22社でごさいます。

○委員（新橋 実君）

その中で本管の工事を、本管の漏水対応もされると思うわけですが、そういう業者が実際本管の工事の入札にどれぐらい参加されていますか。私が言いたいのは、土木の業者だけが水道管の本管工事をして、漏水はぜんぜんしないという話を聴くのですよ。漏水は非常に大事なことですよね。そういう業者も漏水の工事をするべきだと思うのですが、そういう業者は漏水の工事はせず、工事だけ取っていくと。それでは水道工務課としてもどうかと思いますよ。だから、漏水を工事するところは、入札にも入らないという話も聴くわけですから。この間もちょっと国分のほうで話を聴きましたけれども、その辺の対応をどういうふうに考えているのか。部長どうですか。

○委員長（木野田誠君）

休憩します。

「休憩 午後 2時48分」

「再開 午後 3時05分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道工務課長（上小園伸一君）

漏水当番店に入っていない業者が通常の入札で工事を取られるということで、私どものほうにもそのような話があります。何とか優遇できないかということで総合評価方式による入札で漏水当番店に加点をするなどしています。また、今後その加点の方法、加点を増やすなど、そういうことで少し検討してみたいと思います。

○委員（新橋 実君）

少しと言わず、少しというのがちょっとよく分からないのですが、しっかりと対応していただくように。漏水当番がいなくなれば水道工務課は大変ですよ。やっていただく所は有り難いと思って、しっかりと対応していただくように要望ではなくて、しっかりと対応していただくということで、部長、しっかり答弁してください。

○上下水道部長（柿木安長君）

今委員から言われましたように、職員のほうでも、そういう優遇というか、そういうことができないかということで、指名委員会にもちょっとはお願いして検討してもらったところなのですが、明確な線引きができないものですから、全ての大きな業者が漏水当番をしないというわけでもなくて、大部分はやってもらっているのですが、漏水当番をしない業者が実際工事を取っているというのは事実でごさいます。その辺も考えて、今後はまた検討させていただきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

漏水当番をしないところが、工事を取っていると。そういったところにはペナルティをしっかりと行っていただいて、やはりできるだけそういう漏水当番をしている業者を使っていただくようお願いしておきます。

○委員（宮内 博君）

先ほど現金預金のことがありました。27億円を定期預金にしているということでありますけれども、実施年間の給水収益というのは、簡易水道も合わせて、今年度の当初予算で21億3,800万円ぐらいということになっているわけですね。それからいたしますと、かなりの余裕を持って水道事業は

運営されているということになろうかなと思うのですね。それでお尋ねしたいのは、大体年間収益のどれぐらいを基金として、貯金として持っているということが理想的なのか。多いに越したことはないということなのかもしれませんけれども、そのところがあればお示ししてもらえませんか。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

今、宮内委員が言われる基金が大体幾らぐらいあればいいのかという話ですが、予算書の7ページにキャッシュフロー計算書で令和2年度の現金の合計を載せています。一番上に当年度純利益、令和2年度の予算ベースでいきますと約3億円の純利益が出る予定で予算を作っています。そのうち現金が最終的に3億200万円利益が出る予定ですが、その一番下から3行目、資金の増加額は結果として1億5,100万円マイナスになるようなキャッシュフローとなっています。そのようなことから、今後、料金収入が年々減っていくことが予測されており、蔵原委員が言われたような大型の建設工事も今後見込まれてくるということ考えれば、できるだけ現金については、保有していて何かあった場合にはすぐに対応できるようにしておかなくてはならないのではないかと考えています。

○委員（宮内 博君）

今後控えている大きな施設の整備であるとか、老朽管対策というようなこともあるでしょう。そういうことはどこの自治体でも共通していると思うのですが、県内19市の中で霧島市の基金の状況というのはどういう状況下にあるのですか。具体的なところが分かれば示していただけだと思います。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

県内19市の定期預金のリストというのは今持ち合わせていないところでもありますけれども、19市の中の流動比率、多ければ多いだけの余裕資金があるという比率になってくるのですけれども、霧島市が県内7番目で935.2ポイントという流動比率が出ています。一番いい所が阿久根市で、流動比率1,605.5ポイント。阿久根市は余裕資金がかなりあるという比率が出ています。ちなみに2位が曾於市で1,269.4ポイント。ここもある程度余裕資金があるという統計が出ています。

○委員（宮内 博君）

最初、1番と聴いたから、おっと思いましたけれど、7番ということでもあります。合併して、私、単人ですけど、単人は国分のおかげだったのでしょ。水道料金が値下げになったという経過がありました。それで、できるだけ余裕があるということであれば、日々の生活にも欠かせない水道であるので、より安価で安定したものであったほうが市民には大変歓迎されるということでもあります。ですからそういったこの状況にあるのかないのか、7番目ということでもありますから、上位であることは違いがないのでしょうか、その辺のことも含めて、ぜひ今後の将来推計値を示しながら御検討いただけたということは申し上げておきたいと思います。

○委員（池田綱雄君）

先ほど新橋委員が質問しました漏水作業とか、そういう当番待機をしない、要請してもそういうのは必要ないという話をよく聴くのですが、そういう人が工事はどんどん取っていると。面白くないというような話をよく聴くのですが、例えば漏水作業の単価を上げるとか、あるいは漏水当番費を上げるとか、そういうのは考えられないですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

今、漏水修繕につきましては、実質掛かった時間、材料を提出していただきまして、統一された諸経費を掛けてお支払いしています。その中で修繕費を上げるということにつきましては、どこを上げられるか、検討させてください。

○委員（池田綱雄君）

待機の分はどうなるのですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

漏水当番の待機料につきましても毎年、鹿児島県の最低賃金も採用して積算しております。大体年間20万円程度は総額で上がっているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

待機というのは、漏水があってもなくても待機料は出ると。そして漏水が実際に起これば工事に掛かった経費がもらえると。そういうことですよね。これは待機時間というのはほんの僅かしか出ていないと思うのですが、そういう業者にとっては、朝から晩までまったく外に出られない状態にあるのですよね。そこ辺も優遇措置というか、そういうのがないから、漏水なんかしなくてもいいというような業者もいるのではないかなと。そういうことを優遇してやればまた考えも変わるのかなというふうに思いますので、検討していただきたいと思います。

○水道工務課長（上小園伸一君）

検討してみたいと思います。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第23号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時16分」

「再開 午後 3時17分」

△ 議案第24号 令和2年度霧島市工業用水道事業会計予算について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第24号、令和2年度霧島市工業用水道事業会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（柿木安長君）

議案第24号、令和2年度霧島市工業用水道事業会計予算について御説明申し上げます。工業用水0道事業会計予算につきましては、国分上野原テクノパークに立地している工場等への工業用水道の安定供給を目的として予算編成を行いました。予算の内容につきましては、予算書の1ページ及び2ページに記載してあるとおりでございます。1ページの第2条の業務の予定量から御説明いたします。令和2年度の業務の予定量は、給水事業所数が22事業所、年間総給水量を10万6,215㎥、1日平均給水量については291㎥をそれぞれ見込んでおります。第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入支出の総額を、それぞれ対前年度165万7,000円増の2,627万2,000円計上いたしております。第4条の資本的収入及び支出につきましては、平成25年度から老朽施設の更新を進めており、収入につきましては、一般会計からの繰入金1,100万円を、支出につきましては、更新工事等に係る費用として建設改良費1,363万5,000円を計上いたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額263万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金取崩し額で補填することといたしております。2ページの第5条は一時借入金の限度額を、第6条は予定支出の各項の経費の金額の流用を、第7条は他会計からの補助金を、第8条は、たな卸資産の購入限度額をそれぞれ定めているところでございます。詳細につきましては、参事が説明申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○上下水道部参事兼水道管理課長（坂之上浩幸君）

議案第24号、令和2年度霧島市工業用水道事業会計予算について御説明申し上げます。説明資料は、工業用水道事業会計予算書と別冊の企業会計予算説明資料になります。予算書の1から2ページは工業用水道事業会計予算書です。ここににつきましては、部長の説明と重複しますので省略いたします。3ページは予算実施計画です。12ページ以降の予算参考資料に詳細を掲載しておりますので、ここでの説明は省略して、参考資料の方で説明いたします。4ページは令和2年度の予定キャッシュ・フロー計算書です。水道事業と同様、間接法により作成しております。まず、業務活動によるものが189万1,000円の増、投資活動によるものが263万5,000円の減で、資金減少額は74万4,000円に

なります。資金期首残高4,382万3,000円からこの額を差し引いた資金期末残高は、4,307万9,000円となり、9ページの令和2年度予定貸借対照表の現金預金の額と一致します。5ページは令和元年度の予定損益計算書です。営業収益は585万2,000円で、営業費用は2,247万7,000円になります。営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は1,662万5,000円の損失になり、営業外利益1,867万2,000円を加えた経常利益は204万7,000円になります。特別損失はなく、令和元年度の純利益は同額の204万7,000円を見込んでおります。6から7ページは令和元年度の予定貸借対照表です。資産の部は、固定資産の合計額が3億4,741万6,587円で、流動資産の現金預金が4,382万3,890円、資産の合計額は3億9,124万477円です。負債の部は、固定負債が修繕引当金の2,499万2,590円、繰延収益が長期前受金の2億8,042万4,019円で、負債の合計額は、3億541万6,609円です。資本の部は、資本金が2,279万8,568円、剰余金合計が6,302万5,300円で、資本の合計額は8,582万3,868円となり、負債と資本の合計額は3億9,124万477円で、資産合計額と一致します。8ページは元年度の注記表です。次に、9から10ページは令和2年度の予定貸借対照表です。資産の部は、固定資産の合計が3億4,137万5,811円、流動資産の合計が4,307万9,890円で、資産の合計額は3億8,445万5,701円です。負債の部は、固定負債の合計が2,499万2,590円、繰延収益の合計が2億7,363万9,243円で、負債合計が2億9,863万1,833円です。資本の部は、資本金が2,499万7,568円、剰余金の合計が6,082万6,300円で、資本の合計は8,582万3,868円となり、負債・資本の合計額は3億8,445万5,701円で、資産合計額と一致します。11ページは令和2年度の注記表になります。12ページからは予算参考資料です。12から13ページの収益的収入及び支出について説明いたします。まず、収入は工業用水道事業収益として2,627万2,000円を計上し、このうち、営業収益に給水収益の工業用水道料金578万4,000円を計上しています。給水収益は、前年度に比較し、1万7,000円の減となっております。営業外収益は2,048万8,000円で、一般会計補助金270万円、長期前受金戻入1,778万4,000円等を計上しています。次に、支出です。別冊の企業会計予算説明資料は6ページです。併せてご覧ください。工業用水道事業費用として2,627万2,000円を計上しています。このうち、営業費用は2,622万2,000円で、原水及び浄水費の動力費に水源地電気料を161万円計上しております。配水及び給水費は304万円で、電気設備保守管理業務、水質検査等の委託料65万2,000円、修繕費200万円等を計上しております。総係費は189万7,000円で、主なものは浄水場の管理委託料162万円です。14ページの減価償却費は1,925万8,000円、資産減耗費は、固定資産除却費41万7,000円を計上しております。続きまして、資本的収入及び支出になります。資本的収入は、施設更新工事に伴う一般会計補助金1,100万円です。資本的支出につきましては、別冊の企業会計予算説明資料は7ページになりますが、建設改良費の配水設備工事費に1,350万円を計上しております。内訳は、浄水場設備等の更新工事に係る設計委託料が50万円、工事請負費が1,300万円となっております。以上で、工業用水道事業会計予算の説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（宮内 博君）

工業用水道でありますけれども、使用料はトン当たり基本使用料45円ということに定められているわけです。市民が使う水道料金よりもずいぶん安く供給しているということになっているわけですけれども、これは経済産業省辺りからこういう料金体系にすべきだという一定の指針といたしますか、示されて、それを運用しているということで理解していいですか。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

本市の工業用水道料金は、当時の通商産業省から示されておりました工業用水道事業補助金の交付を受けた事業の取り扱いについての基準料金を根拠として運用しているものでございますので、委員が言われたとおり、ある程度定められた基準を持って料金は算定しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

算定要領というのが平成29年3月31日の最終改正をされて、経済産業省の告示第83号で通達され

ていると思いますけれども、そのところに料金の決定という部分があろうかというふうに思いますけれども、それに基づくものと理解していいですか。先ほどの答弁では、通商産業省というふうにおっしゃったので、随分古い指針かなと思いますけれども、その点についてお聴きします。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

先ほど答弁しました料金の算定基礎につきましては、先ほど申し上げた補助金の交付の取扱いと。これは平成11年7月11日付けの当時の通商産業省の通達でございます。今、委員がおっしゃるよう平成27年3月31日をもって、この要綱は廃止されておまして、取扱いとしましては経済産業省が示した工業用水道料金算定要領に基づき算定した算定要領の範囲内となっているために、現行の料金でも問題はないと考えているところではあります。この料金改定につきましては、今までもこの予算常任委員会、決算特別委員会等で、さんざん議論をした問題でございます。企業誘致等の関係もありまして、低廉な水を求めて企業誘致もされた経緯もあることですので、上下水道部だけの問題ではなくて、企業誘致も含めた霧島市全体として今後、この料金をどうしていくのかどうかを含めて検討していかないといけないのではないかと考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

確かに、企業誘致をいかに有利に運んでいくのかという政策的な面というのが、これに反映されているのは、私も承知しているわけですね。それで、先ほどの通産省と経産省の段階で出した料金体系よっての試算というのは、ほぼ違いがなかったということではありますが、試算はしたことはしたというふうに理解してよろしいですか。その範囲内であったので見直さなかったというふうにおっしゃいましたので、その金額が分かっていたらお示しをいただければと。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

平成27年3月31日で、この取り扱いが廃止された当時、新しい要綱によりまして基準をどれくらいの範囲なのかということを出していると思われま。その金額については、幾らから幾らの範囲というのは、今、私の手元にはありませんけれども、工業用水道、今、委員おっしゃるように1 t当たり45円で供給しております。平成30年度、4月1日のちょっと古いデータですけど、全国の平均が1 t当たり22円という数値が出ております。ですので、霧島市がとりわけ水道料金が安いというわけではございません。先ほども申し上げましたように、これは全庁的に協議をしていって、今後の工業用水全体の在り方についても協議をしていかないといけないのではないかと考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

この料金決定については、計算式まで示されていますよね。ですから、そこで計算すれば前回がどうであったのか、今回、新しく決定がされたのが幾らであったということは試算できるというふうに思いますので、後ほどで結構ですから、そのところをお知らせいただけますか。[●●ページ 発言あり]

○委員（池田綱雄君）

最後のページ、配水設備工事に工事請負費1,300万円が組まれておりますが、この内訳をお尋ねします。

○水道工務課長（上小園伸一君）

令和2年度は、上野原浄水場の電動弁、φの100mmですが、それと配水池の推移や配水量の確認ができるように、施設全般の監視ができる設備を設置します。あと第1水源地に避雷器を設置する予定でございます。なお、令和2年度をもちまして、平成25年度から実施してまいりました更新事業は完了することになります。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第24号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 3時34分」

「再 開 午後 3時37分」

△ 議案第26号 令和2年度霧島市下水道事業会計予算について

○委員長（木野田誠君）

それでは、次に、議案第26号、令和2年度霧島市下水道事業会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（柿木安長君）

議案第26号、令和2年度霧島市下水道事業会計予算について、説明いたします。令和2年度の予算編成にあたり、変化する環境に対応しつつ、本来の目的である快適な生活環境の確保と河川等の公共用水域の水質保全に資するよう予算編成を行いました。予算書1ページ、予算内容は、予算書の1ページから3ページのとおりで、1ページの第2条業務の予定量は、排水戸数は1万6,752戸、年間総処理水量は501万7,371m³、一日平均処理水量は1万3,746m³を見込んでおり、主要な建設改良事業については、公共下水道で管渠布設工事に1億2,500万円、特環下水道で80万円の規模の予算と致しました。建設改良事業の概要については、公共下水道で国分隼人地区污水管渠工事4工区外、取付管設置工事等であり、特環下水道でも取付管設置工事を予定しております。次に、第3条、収益的収入及び支出は、営業収益等の収入合計11億8,256万6,000円、営業費用等の支出合計11億2,825万4,000円を計上いたしております。予算書2ページ、次に、第4条、資本的収入及び支出は、収入は企業債、他会計補助金、国庫補助金、負担金等の収入合計6億1,144万2,000円、支出は建設改良費及び企業債償還に係る費用として、8億4,444万6,000円を計上いたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する2億3,300万4,000円は、記載のとおり当年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。次に、第5条、債務負担行為は、水洗便所等改造資金融資あっせん利子補給及び霧島市水洗便所等改造工事費融資あっせん及び利子補給に関する要綱に基づく融資金に対する損失補償について、期間、限度額を定めております。予算書3ページ、次に、第6条、企業債は、資本的収入である企業債の限度額等について、第7条、一時借入金は、一時借入金の限度額について、第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、予算額に過不足が生じた場合の流用について、第9条、議会の議決を必要とする流用の経費は、議会の議決を経なければならない流用について、第10条、他会計からの補助金は、一般会計から受ける補助の額について、第11条、利益剰余金の処分は、先に4条で記載した資本的収入及び支出における不足額に対し当年度利益剰余金で補填する額について、それぞれ定めたものでございます。詳細については、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○下水道課長（池之上淳君）

国分隼人地区の公共下水道区域は、2,097haを全体計画とし、国分地区576ha、隼人地区339.5haの合計915.5haについて事業認可を受け、また、牧園地区の特環公共下水道区域は、140haを全体計画とし、135haについて、事業認可を受けて年次的な計画に基づき事業を進めております。御承知のとおり建設部が実施しようとしている下水道による浸水対策を定めた霧島市雨水管理総合計画策定に伴い、下水道課で行っている污水の国分隼人公共下水道計画区域を見直し、都市計画の変更を実施しようとしているところです。予算書4から5ページ、予算実施計画は、先に部長が説明いたしました議案の第3条及び第4条について項目までを示したもので、予算参考資料の19ページから30ページまでに詳細を掲載しております。6ページ、令和2年度の予定キャッシュ・フロー計算書で、間接法により作成しております。これは貸借対照表の資産のうち、現金・預金が1年間の経営活動で、どのように変化する見込みであるかを示しています。業務活動によるもの、投資活動によるもの、財務活動によるもので増減し、期首と比較し2,431万6,257円減少し、資金期末残高は1億695万1,097円となる見込みでございます。これは、15ページの令和2年度予定貸借対照表の現金預金の

額と一致します。7から9ページ、給与費明細書で、職員12名及び会計任用職員3名分を示しております。10ページ、令和元年度の予定損益計算書で、令和2年3月末時点における損益計算書を予定で示しております。11から12ページ、令和元年度の予定貸借対照表で、これまでに形成した各種資産を11ページに、負債・資本は、資産がどのように形成されたかを12ページに示したものでございます。13から14ページ、令和元年度注記は、財務諸表を作成するにあたり採用した会計処理の基準、予定貸借対照表等に関する基準及びセグメント情報開示に係る基準とその営業収益等を示したものでございます。15から16ページ、令和2年度末の予定貸借対照表であり、令和2年度の経営実施によって形成した各種資産を15ページに、負債・資本は、その資産がどのように形成されたかを16ページに予定で示したものでございます。17から18ページ、令和2年度注記は、財務諸表を作成するにあたり採用した会計処理の基準、予定貸借対照表等に関する基準及びセグメント情報開示に係る基準とその営業収益等を示したものでございます。19から20ページ、予算参考資料を御説明いたします。19から20ページは収益的収入で下水道事業収益は、合計11億8,256万6,000円を計上しており、内訳は、主な営業収益である下水道使用料4億3,107万7,000円等、主な営業外収益である他会計補助金3億501万2,000円、長期前受金戻入として4億4,645万円を計上しております。なお、長期前受金戻入は、補助金等をもって取得した資産の減価償却に伴い、負債である長期前受金が収益化されるものであり、現金を伴わない収入です。また、予算編成上二つの目を廃目いたしました。21から26ページ、収益的支出を説明いたします。上下水道部予算説明資料は8から9ページでございますので、併せてご覧ください。下水道事業費用は、11億2,825万4,000円を計上し、営業費用は9億8,140万5,000円で、内訳は、管渠費601万円、ポンプ場費3,354万4,000円、処理場費2億574万9,000円、総係費1億1,997万1,000円、減価償却費6億1,613万1,000円をそれぞれ計上しており、施設の運営経費等が主なものでありますが、本年度は国分隼人地区全体計画変更業務の経費も計上しております。また、御承知のとおり、減価償却費については現金の支出を伴わないものであることを加えて説明いたします。営業外費用は1億4,684万9,000円で、内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費1億2,109万2,000円、消費税及び地方消費税2,575万7,000円をそれぞれ計上し、特別損失は令和元年度の特異な経費であったことから廃項にしております。27から28ページ、次に、資本的収入は、6億1,144万2,000円を計上しており、内訳は、企業債1億2,460万円、他会計補助金4億3,861万4,000円、国庫補助金1,287万5,000円、負担金等3,535万3,000円で、資本形成のための交付金、企業債及び受益者負担金等の収入でございます。29から30ページ、資本的支出を説明いたします。上下水道部予算説明資料は10ページでございますので、併せてご覧ください。資本的支出は、8億4,444万6,000円を計上しており、建設改良費が2億407万5,000円で内訳は、事務費7,798万9,000円、管路建設費1億2,580万円、固定資産購入費28万6,000円、企業債償還金6億4,037万1,000円で、主な事業として管路建設で4工区の事業を実施いたします。31ページ、水洗便所等改造資金融資あっせん利子補給等の債務負担行為に関する調書でございます。以上が、下水道事業会計予算に係る詳細でございますので、御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（宮内 博君）

予算説明資料の19ページ、20ページ、受益者負担金の関係でお尋ねいたします。2,626万円2,000円が収入として今回計上されているわけですが、これは何人分の負担金収入ということで予定しているのですか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

今の御質問において、まず、確認をさせていただきたいのですが、19ページ、20ページと申しますと、負担金が出てくるとすれば、長期前受金戻入の部分の負担金だと思います。これは先ほど課長から御説明がございましたとおり、減価償却費に対応するものでございますので、恐らく今聴かれようとしているのが、資本的収入の負担金、4番目の受益者負担のことであるか再度確認させて

いただいてから回答させていただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

通常、受益者負担金として新年度、収入を予定している金額はこれではないわけですか。何ページですか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

28ページの4負担金等の1受益者負担金、こちらのほうの2,550万円です。

○委員（宮内 博君）

従来と予算の計上の仕方が違ってきますので、失礼しました。ではこの2,550万円の関係について、お答えいただければ。

○下水道課下水道業務グループサブリーダー（瀧間 宏君）

令和2年度予算に計上いたしました負担金等の2,550万円、また（目）2区域外分担金についてでございますが、それぞれ令和元年度に工事整備を致しまして、供用開始をします負担金につきましては90世帯を見込んでいます。また令和2年度途中に宅地化をしたことなどに伴って、これまで田畑で猶予しておりました土地について猶予を取り消して、新たに賦課をする世帯を60世帯と見込んでおります。また区域以外の分担金につきましては、これまでの実績から47世帯、合計197世帯を見込んでおります。負担金の供用開始が90世帯、猶予取消が60世帯。分担金が47世帯、合計197世帯でございます。

○委員（宮内 博君）

197世帯ということでありまして、それに対して報償費はこの24ページの513万8,000円ということによろしいですか。これは何世帯分になりますか。

○下水道課下水道業務グループサブリーダー（瀧間 宏君）

報奨金の積算に当たりましては、来年度賦課を予定しております負担金、分担金、それぞれ金額ベースで80%の方が利用するものと致しまして、80%の利用率に対して最大19%、調定額の80%に対する19%で計上いたしました。なお、御質問につきましては世帯数ということでしたけれども、負担金、分担金につきましては土地の面積に対して賦課をするという性質上、一人一人の調定額に多寡がございますので、世帯員による想定はせずに、金額ベースでこれまでどおり算定を致しております。

○下水道課長（池之上淳君）

24ページの報償費は513万8,000円となっておりますが、これは受益者負担金とは別な報償費も含んでおりますので、負担金の額としては約500万円ということになります。

○委員（宮内 博君）

いわゆる今のお話では、その金額ベースで世帯別では試算をしていないと。調定額ベースで試算して、その80%、この金額として反映させたということですよ。それで実際この間、この何年か、何%で推移しているのですか。

○下水道課長（池之上淳君）

約80%で推移しております。

○委員（宮内 博君）

この問題というのは随分議論してきました。それで今様々な折に、何らかの大きな変更があったりとか、計画そのものを見直したりとかいうようなところで、一回立ち止って、過去の状況などを検証しながら、今の金利の状況から考えると、正に実態に合っていないということになるわけですので、それを従来は例えば住民税であったり、そういうものも一括納入の場合もこういう償還金の制度があったのだけれど、なくなっている。それでほとんど利子が付かないという状況の中でありまして、見直しの機会というのは何回もこれまであったと思いますが、新年度の予算編成に当たって、そのことは議論がなかったから従来報奨金を踏襲して計上したというふうに思いますが、議論はされなかったということでも理解してよろしいのですか。

○下水道課長（池之上淳君）

前納報奨金を取りやめるというような議論はしていません。

○委員（新橋 実君）

企業会計の予算説明資料の10ページですが、この中で今回、工事請負費で1億2,580万円みであるわけですが、国分地区汚水管渠工事は1から3工区、隼人は工区が書いていないのですが、高千穂地区は取付管設置工事ということですが、このメーター数について、どれぐらいの距離をされるのか伺います。

○下水道課工務グループ長（安田善郎君）

国分地区が3工区ありまして、1工区256m、2工区515m、3工区368m。隼人が252mです。

○委員（新橋 実君）

今回、2,097haの中で国分地区はまだ576haと、隼人地区がまだ339.5ha、全体では915.5haですが、これが今回の工事によってどれぐらいになるのか。

○下水道課工務グループ長（安田善郎君）

この4工区で大体9haの工事をする予定です。

○委員（新橋 実君）

9haということで、なかなか伸びていかないような状況ですが、このままいった場合、いつごろまでに国分隼人地区の公共下水道の工事を完了させる予定ですか。

○下水道課工務グループ長（安田善郎君）

今、2,097haというお話がありましたけれど、これにつきましては残りが1251.6ha残っています。これからこの区域を進めると約50年掛かるということになります。そのために現在見直しを行っておりまして、計画を縮小いたしまして、22年までに整備を進めたいと思っております。

○委員（新橋 実君）

22年というのは令和22年ですか。それとも西暦2022年ですか。

○下水道課工務グループ長（安田善郎君）

令和22年になります。

○委員（新橋 実君）

高千穂のほうについては、140ha中135haとほとんど完成に近いのですが、これについては、今回は繋ぎ込みだけなのですが、これは大体完成ということなのですか。

○下水道課工務グループ長（安田善郎君）

全体の計画であと5ha残っているというのは、ある程度広いホテルの面積とか、そういう所ですので、そこが繋いだりしたらかなり減ってきます。現在のところはほとんど整備が終わっていますので、あと今回の分は残りの取付管を付けたりと、そういうことで、あとは接続していただくかなり整備率は上がってくると思います。

○委員（新橋 実君）

牧園地区については、あとは接続だけで、ホテル関係がほとんどということで、ホテルもなかなか厳しい状況もあると思うわけですが、接続をすれば、この工事について100%という理解でよろしいですか。

○下水道課長（池之上淳君）

残りの5haは一部のホテルの所で、まだ終わっていない所があります。そこをつなげる目処が立たないと、やるまでにならない状況ですので、大体、ほとんど完成しているというふうに思っただけであればいいと思います。

○委員（新橋 実君）

先ほど、国分隼人地区について見直しをされるということでしたよね。2,997haから、実際、どれぐらいの面積になるのですか。

○下水道課長（池之上淳君）

今、見直しをしまして、1,400haほどに縮小しようということでやっています。

○委員（新橋 実君）

これは、広瀬地区はもちろん入っていますけれど、下井地区も入っていると思いますけれど、どこら辺の地域がはずれているのか、その辺はどうなりますか。分かれば教えてください。

○下水道課長（池之上淳君）

下井それから敷根地区についても、見直しではずれてくる所になります。それと、隼人の西側、手籠川とか、日当山、それから隼人姫城といった所が見直しで縮小する予定でございます。

○委員（新橋 実君）

その辺は資料として、私たちのほうに示すことはできるんですか。

○下水道課長（池之上淳君）

先ほど、私の最初の説明でありましたように、土木課のほうでやっております公共下水道の雨水の事業がございます。それと含めて説明会等も行っておりますので、そのときに使った資料をお渡ししたいと思います。

○委員（宮内 博君）

9ページの負担金のところでお尋ねをします。この上下水道部長人件費負担金ほかというのがありますよね。よく分からないんですけれど、これはどういう計算の仕方で、この金額を出しているということになっているのですか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

こちらの負担金につきましては、上下水道部になりまして、上水と下水のそれぞれの事業を受け持っていただいている部長の賃金、給与等を折半で、こちらも負担をしなければならないといったようなことで、予算計上しているものです。上水で一旦、給与等を払っていただいた上で、その半分をこちらで負担金として支出をするというような流れになっています。

○委員（宮内 博君）

それは50%、50%で負担をしあうということですね。それと、ほかというのがありますよね。これは何ですか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

ほかとございますのは、負担金の大きなものを示しておりまして、それ以外につきましては、日本下水道協会の会費、負担金、九州支部のもの、そのほか職員が出張をする際に負担しなければならない負担金等が入っているので、ほかというような内容で、全体を説明するには、ちょっとどうかということで、主なものを説明させていただいているところでございます。部長の給与等の負担については、半分で予算上は計上しています。

○副委員長（宮田竜二君）

口述書について注文があるんですけれども、多分ワードで作られていると思うんですけれども、行間が広くなったり、狭くなったりして、非常に読みづらいです。次回までの改善をお願いします。具体的に言いますと、1ページ目の真ん中くらいに、次に第3条、収益的収入とずっとあって、11億2,825万4,000円を計上しておりますので、行の幅が広がっています。これはちょっと改善ができますので、よろしくをお願いします。質問に行きます。予算書10ページ、これは令和元年度の損益計算書が参考資料ということで付けられているんですけれど、一番下のほうに特別損失が858万円計上されているんですけれど、この内容を教えてください。

○下水道課長（池之上淳君）

元年度分ですか。今年の4月から公営企業会計になったのですけれども、公営企業会計移行の初年度において、6月に支払う賞与のうちに前年度、平成30年12月から3か月の4か月分の使用料等の不納欠損見込額を引当金として計上していないため、初年度に限り、当該経費を特別損失に計上して費用を処理するというもので、最初の年だけに上げてある費用です。

○副委員長（宮田竜二君）

それであれば、この858万円分は、令和2年度分に繰り越されるのですか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

今、申し上げたことは、元年度の損益部分ですので、前年の特別会計で引当てがされていなかったものを損失として、今年、失効をしておりますので、翌年に繰り越すということは、この件についてはございません。

○委員外議員（植山利博君）

企業会計に移る時点で、そのような独立採算というような観点で、使用料の見直しと言いますか、検討された経緯があると思うんですが、下水道の会計で受益を受ける人というのは、ある一定に限られているわけですよね。毎年、一般会計からの繰入れがなされているということが、企業会計としていかなものかということがあって、使用料の見直しを検討されただろうと思いますが、結果として、どういうことになったのですか。

○下水道課長（池之上淳君）

使用料につきましては、平成30年8月に経営戦略を作っているんですけれども、その経営戦略を作る際に、使用料が適正ではないというのがございまして、今の使用料に対して、1.5倍くらいの使用料にすべきというのがございまして、それで、検討した結果、そういうふうになりまして、令和2年度に、その見直しの検討をして、今のところ予定としては、令和3年度から使用料を上げる考えであります。ただ、一気に1.5倍というのも、利用者の方々の負担というのも大きいのかなというのもありまして、その半分ぐらいにして、また、その次に改定するときに、適正な使用料にという考えでいるところでございます。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第28号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時10分」

「再開 午後 4時12分」

△ 議案処理

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案10件の議案処理を行います。議案番号順に行います。

△ 議案第17号 令和2年度霧島市一般会計予算について

○委員長（木野田誠君）

まず、議案第17号、令和2年度霧島市一般会計予算についてであります。ここで、新橋委員から本案に対し、修正案が提出されております。よって、新橋委員の趣旨説明を求めます。

○委員（新橋 実君）

私は、市長の一番の公約のあるこども館の施設整備に反対するものではありません。先日、現地視察も行いましたが、整備しようとする場所は、以前、展望所という目的で建設されたものであり、高台にあることで市街地からも遠く、建物も非常に狭く、非常に使いづらいといった印象を受けました。市の答弁では休日には400名ぐらいの人数を見込んでおり、担当者から全て利用した場合に110名ほどしか活用できないといったことも明らかになり、時間を決めて利用者に活用してもらいたいといった説明もなされました。また、場所、施設の選定のほかにも、このこども館施設事業が、子育て世帯が親子で利用できる施設整備という単なる目的にとどまっており、開館後の運営方法や内

容、地域別の施設整備方針など、総合的な子育て支援の事業計画の検討がまだなされていない状況にあります。市民の多くの方が納得し、安心して利用できる施設整備のため、予算額9,742万3,000円のうち、9,642万3,000円を減額し、調査研究に資する委託料100万円を計上した修正案を提案いたします。

○委員長（木野田誠君）

ここで、修正案精査のため、しばらく休憩します。

「休憩 午後 4時31分」

「再開 午後 4時41分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。修正案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（池田 守君）

ただいま、提案者の説明があったわけですが、こども館建設は市長の一番の公約であるというふうに言われたんですけども、その一番の公約によって当選された部分も多いと思います。その中で、市長はこども館を数箇所整備したいと。その最初の整備として、このハイテク展望台を挙げていると私は認識しているのですが、その数箇所を整備したいということに対しては、どう思われますか。

○委員（新橋 実君）

この間の一般質問の中でも話があったわけですが、市長は最初の話で、先にハイテク展望台に、こども館を造ると。それを聴いた中では、私個人の考えでは、こども館は、始良市とか鹿児島市とか、いろいろな所に出来ているから、こども館はもう造らないといったような話を聴きました。私としては、こども館は、ぜひ建設してほしいという気持ちは持っています。あの場所は、提案の趣旨説明でもいいましたが、場所のこともあるし、手狭でいうこともあります。ぜひとも、ほかの場所を選定していただいて、市民の方へのアンケートも足りなかったわけですので、そういったところにも力をいれて、100万円の予算も組んでいますので、そちらで、ぜひとも実行していただきたいと。二、三か所造るのであれば、国分、隼人の市街地に1か所造って、例えば横川とか周辺地にも造っていただきたい。そういう気持ちは持っています。

○委員（池田 守君）

先ほど、場所が遠いということも言われたんですけども、シビックセンターから約10km、車で行けば20分ですが、これでも遠いとお考えですか。

○委員（新橋 実君）

遠いという部分もありますけれども、私は敷根ですけども、車の往来がとにかく多いということもあります。先日の現地調査も隼人から現地まで行きましたが、約30分掛かりました。遠いことでもありますけれども、車の往来も激しいと。市長も言われるのは、特に雨が降った場合に使いたいというようなことも言われておりました。あの場所は展望台という形で造られた施設であります。そういったことも考えると、あの場所は不適當ではないか。そういうことも含めて考えております。

○委員（池田 守君）

初めて修正案を見せていただいたのですが、この中に国県支出金が3,450万円入っているんですけども、これは今度のこども館に対する県の支出金だと思うんですが、それについて、このままでいいとお考えですか。

○委員（新橋 実君）

今回、一応100万円として残しているわけですから、それで現地調査をして、別の所が決まれば補正を組んでやってもらえばという気持ちも持っています。そのほかは予備費にあるので、それを使えばいいと考えています。

○委員（池田 守君）

県の支出金は、今度のこども館建設に対する支出金だと思うんですが、これを例えばあそこに造

らないということで、そのまま県に返還しないという保証はありますか。

○委員長（木野田誠君）

休憩します。

「休憩 午後 4時45分」

「再開 午後 4時46分」

○委員長（木野田誠君）

再開します。

○委員（新橋 実君）

私としては、適当な場所があれば、ぜひとも造っていただきたいという気持ちで、予算も残しています。あとは、執行部に一任したいと思っています。

○委員（池田 守君）

昨年9月の定例会において、補正予算（第5号）があったわけですが、これに、こども館施設整備事業504万8,000が入っています。そして、委託料として建築改修工事設計委託業務が500万円入っております。その可決を受けて、市のほうは着手し、今に至っているわけですが、この間、まだ6か月もたたない。皆さん方は大半が、この補正予算に対して賛成されたわけです。そのことに対する責任はどうお考えですか。

○委員（新橋 実君）

だから、今だったんです。今であったら、それくらいの予算で済むから。そのときは私たちも現地をみていなかったわけで、そのときは賛成をしたんですけど、今回、現地を確認して、今であったら、あの金額で済むから、今回、こういう形になりました。

○委員（池田 守君）

昨年9月の補正予算の現地も見ないで、何も確認しないで、賛成されたんですか。

○委員（新橋 実君）

そのときは、そういうふうな形でありました。

○委員（池田 守君）

この500万円というのは、ふるさとときばいやんせ基金から出ているお金です。貴重な500万円を、ここで無駄にするということに対する責任についてお考えはないですか。

○委員（新橋 実君）

私は、市長が今のあの場所に造って、人数も6万人来ると言われますけれど、まだ非常に大きな損失が出ることを危惧したものですから、今回、こういう形で上げたわけです。市長が責任をとって、どうこうとなれば大変だと。そういった理由もありまして、今回、こういった結論に至りました。

○委員（池田 守君）

今、市長の責任までおもんばかられていますけれども、逆に、市長としてマニフェストを實踐できないほうが、市長としては痛いのではないですか。

○委員（新橋 実君）

市長は市長の考えですから、私は私の考えで、これを考えました。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか、

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、修正案に対する質疑を終結いたします。自由討議に入ります。原案及び修正案を含めて御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、自由討議を終結します。ここで休憩します。

「休憩 午後 4時50分」

「再開 午後 4時51分」

○委員長（木野田誠君）

議案処理に入ります。原案及び修正案について、一括して討論に入ります。討論のある方は、原案に賛成か、原案、修正案の両方に反対か、修正案に賛成かを明確にして討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（池田 守君）

原案に対して賛成の立場で討論させていただきます。様々な事業がある中で、細かいものは準備しておりませんでしたので、修正案に関する部分についてだけをさせていただきたいと思います。こども館建設は市長の選挙マニフェストの主な事業の柱であって、多くの方々の支持を得て当選され、そしてまた、その実現を若いお母さん方が待っていらっしゃる。また、市長はここ以外にも数箇所整備したいという考えを持っておられますので、その第一歩として、このこども館が一つの起爆剤になるのではないかと考えております。また、霧島市には若い人が多く、特に県外からの移住者も多いわけですが、その移住者の中には、若いお母さん方もたくさんいらっしゃいます。そういったお母さん方は、身近に相談する人がいない中で、今度、このこども館でできますと、そこに相談員等も配置するということですので、そういった意味では、若いお母さん方にとっては、産みやすい環境が整うのではないかと考えております。また、シビックセンターから距離を測りますと、大体10km、時間にして車で20分間という距離ですので、決して遠いとは言えず、鹿児島市内とか、そういったほかの都市等に行くとなりますと、市民にとっては利便性は高いものと考えております。また、市議会では昨年9月の定例会において、このハイテク展望台にこども館を建設するという改修の委託料500万円余りを可決いたしました。それを受けての今回の提案であり、それに賛成された皆さん方は、その責任を負うべきであり、それに賛成しながら、今回は反対するというのは、まだ期間も短い中で無責任ではないかと思っております。よって、私は全てを含めた予算に対して賛成することを求め、討論と致します。

○委員長（木野田誠君）

次に、原案反対者、修正案反対、要するに両方反対者の討論がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う声あり〕

次に、修正案賛成者の討論がありますか。

○委員（宮内 博君）

今回、提案されております修正案に、私は賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。修正案は、上野原テクノパークの展望台に建設が予定をされておりますこども館について9,742万3,000円の事業費を今回、提案しているところであります。修正案は、この9,742万3,000円の中で、100万円を残しまして、今後のこども館建設の場所も含めて検討をし、市民に、より利便性の高いこども館建設の設置の方向に一つのこれから先の議論の余地を残す、又は検討の余地を残す、そういう内容になっている点が、私が、この修正案に賛成する一つの理由であります。今回、建設されようとしているこども館は、執行部は雨の日にも気軽に集うことができる、そういう施設であるということで、この施設の整備を進めているところでありますけれども、これまでの委員会の議論の中で、子供たちが集うことができる面積は282㎡しかないという施設であるということが明らかになりました。一人当たり2.8㎡の場所しか利用できないこういうことでありまして、最大、子供たちが集まる想定を400人という計画が議論の中で示されたところでです。利用には時間の利用制限を設けなければならないと。そういうことも報告をされました。目標とする年間利用者6万人、1日平均で致しますと320日開設をしたとして、1日200人が本当に利用できる施設なのかということ、こども館建設について、十分な議論の場所が必要ではないかというふうに思います。交通の利便性も悪くて、使いづらいこういうこども館ではなくて、市民にとって、もっと利便性の高い、そして保護者の方たちが願う、子育てしやすい環境を議論できる、そういう施設を設置すべきだということで、本修正案に賛成をしたいと思います。

○委員長（木野田誠君）

もうすぐ17時になりますが、審査を続けたいと思います。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、討論を集結します。これより新橋委員からされた修正案について採決いたします。採決は起立により行いますが、起立しないものは修正案に対し反対とみなします。それでは修正案について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7名、起立多数であります。よって、修正案は可決されました。次に、ただいま修正した部分を除く原案について採決します。修正した部分を除くその他の部分について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

修正した部分を除くその他の部分については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第18号 令和2年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第22号、令和2年度霧島市国民健康保険特別会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は今回、提案されております国民健康保険特別会計2020年度の当初予算に賛成の立場から討論に参加をしたいと思います。霧島市の国保に加入する被保険者の実態は、所得100万円未満の方が、被保険者の約70%を占め、また被保険者の88%が年金生活者や非正規で働く方で占められております。国保は国民皆保険制度を担う最後のセーフティネットであり、その充実が求められております。中重市長の下で、霧島市の国保税は2018年度2019年度と2年連続で引き上げられてまいりました。その大きな理由が、鹿児島県が示す標準保険税率をそのまま霧島市の国保税としてきたこととあります。2020年度についても、鹿児島県は前年度比8.28%国保税を引き上げる標準保険税率を示しましたが、市長は2019年度末の国保基金4億3,615万円の一部2億円を国保会計に繰り入れ、2020年度も2019年度と同じ税率で国保運営するとして国保税を値上げせず、今回の国保の特別会計予算を提出しております。この間、市民からは高い国保税引下げの陳情書も繰り返し提出をされ、市長との直接交渉も行われてまいりました。昨年10月に開かれました市長と市民とのふれあいミーティングでは、県の示す基準税率を進めると、市長が発言をして、市民から批判の声が上がったところがあります。先日開かれました文教厚生委員会では、国保税引下げの陳情書を賛成多数で可決いたしました。今回、提出されました予算は値下げこそされませんでしたけれども、連続した値上げは止めるべきという市民の声に一定程度応えるものであり、決して満足するものではありませんけれども、市民からも反対ができないとの声も受けて、賛成をするものであります。以上、私の討論と致します。

○委員長（木野田誠君）

休憩します。

「休憩 午後 5時03分」

「再開 午後 5時03分」

○委員長（木野田誠君）

再開します。

○委員（仮屋国治君）

反対の立場で討論いたします。まったく用意ができていません。県の標準税率等を提示された後、執行部のほうで税率等の計算がなされておりますけれども、その中に、行政の政策的視点が全く入れられないというのが反対する理由の一つであります。国からの交付金等、増額をされたものがあれば、その分を使って被保険者の税率を少しでも下げる努力をすべきだと私は考えております。今、この時代にあって、国保制度の基金を積むほどの余裕はどここの自治体にもほとんどありません。その中で一番苦しんでいらっしゃるの、市民の皆さんだろうと私は考えております。市民目線での政策的視点が欠けるところの点において、この国保特別会計予算に反対いたします。

○委員（鈴木てるみ君）

私は、議案第18号、令和2年度霧島市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論に参加します。令和2年度歳入歳出それぞれに154億248万4,000円を予算計上するものです。医療費が年々増加傾向にあり、少子高齢化により現役世代の負担が増えている社会状況の中、国保加入者の年齢構成が高く、一人当たりの医療費が高いことや低所得者が多いといった課題を抱え、国保制度の維持は大変厳しい状況となっております。将来にわたる国保財政の安定化のため、平成30年4月に制度改革が行われ、県と市町村が共同で運営することとなりました。そのとき、国保の赤字を解消しなければならず、そのために一般会計から7億円の繰入れが行われました。県は保険給付費を賄うために、県全体で掛かる医療費を推計し、それを基に納付金を決定し、それを納めるために必要な標準保険税率を市町村に提示しています。本市は県の示す保険税に従い、2年連続で税率の改正をしましたが、それにより、国保財政は安定し、結果、黒字となり、基金を積み立てることができました。今回の新型コロナウイルスの感染拡大からグローバル化により、世界のどこかの風土病があつという間に世界中に広がることを私たちは教訓にしなければなりません。どんな不測の事態が起ころうが、医療は安心して受けられるよう基金を備えておく必要があります。最後に、国保加入者に医療費適正化に向けた更なる協力を呼び掛けることも必要であると申し上げ、私の賛成討論と致します。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、討論を終わります。採決をします。議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者8名で、起立多数と認めます。したがって、議案第18号は、可決すべきものと決定しました。

△ 議案第19号 令和2年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第19号、令和2年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見ございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

○委員（宮内 博君）

私は今回、提出されております2020年度後期高齢者特別会計予算に反対の立場から討論に参加したいと思います。後期高齢者医療制度は病気にかかりやすい75歳以上の高齢者を別枠の医療保険制度に囲い込む制度としての問題が指摘をされる中、その保険料率は2年に1回の見直しが行われ、鹿児島県後期高齢者医療広域連合では2020年度の保険料について、均等割を2019年度との比較で

4,600円高い、5万5,100円、所得割率は0.81%高い10.38%としているのであります。2020年度はさらに高齢者の所得によって一人当たりに係る均等割を軽減する措置も見直しが行われ、2019年度8割の軽減であった方の軽減率が7割に引き上げられ、その影響額は2,440万円、一人当たり5,500円の負担増、8.5割軽減から7.5割軽減となった方は2,281万円、一人当たり4,100円の負担が増えたことは委員会審査の中で明らかになっているのであります。保険料限度額も62万円から64万円に強化をされ、その結果、霧島市における2020年度の後期高齢者保険料は9億9,659万円であり、前年度との比較では1億1,224万4,000円の増として計上されております。予算委員会の議論の中で、所得の少ない方に制度が適用される軽減措置について、7割、7.75割、5割、2割軽減の方が被保険者の78%に上るということが明らかになっております。所得が少ないための軽減措置を受けているわけであり、後期高齢者医療制度は、その仕組みとして後期高齢者の人口と医療費が増えれば増えるほど、保険料の値上げに直結をしており、露骨な受診抑制をもたらす最悪の医療制度であると指摘をしてまいりましたが、この間の負担増と軽減措置の後退は、そのことを一層明らかにしております。2020年度から新たに75歳となる方への2割負担の導入も進められようとしており、到底認めるわけにはいかないのであります。このような中で、昨年10月からの消費税10%への増税がますます消費を冷え込ませ、日本経済の健全な成長にも大きなマイナスがあります。高齢者が安心して老後を送ることができる制度こそ求められているということを指摘して、討論と致します。

○委員長（木野田誠君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○副委員長（宮田竜二君）

私は、議案第19号、令和2年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。後期高齢者医療制度は75歳の方と65歳から74歳で一定の障害があり認定を受けた方を対象とした医療保険制度であります。鹿児島県後期高齢者医療広域連合が保険者であり、市町村は被保険者証の交付や保険料の徴収、各種申請受付等の窓口業務を行っております。令和2年度の保険料は、所得割が10.38%、均等割が5万5,100円、賦課限度額が64万円になっています。歳入歳出ともに15億5,048万1,000円となっており、高齢者の保健事業と人間ドックの助成など、介護予防の一体的な事業が実施される予定です。医療費の適正化に重点を置いた予算編成になっていることから、議案第19号につきましては可決すべきものと判断します。以上、委員各位の御賛同を心から申し上げ、賛成討論を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。起立者9名で、起立多数と認めます。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第20号 令和2年度霧島市介護保険特別会計予算について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第20号、令和2年度霧島市介護保険特別会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は、議案第20号、2020年度霧島市介護保険特別会計予算について、反対の立場から討論に参加いたします。2020年度の介護保険事業は第7期事業の3年目になります。第7期介護保険事業に当

たり、霧島市は世帯では住民税課税、本人非課税の基準額で年額7万1,760円へと、第6期事業との比較で8.27%、5,760円の保険料引上げを行い、市民税非課税で老齢年金のみの受給者である第1段階の保険料も2万9,700円から3万2,292円へと引き上げて実施したのであります。第7期事業に当たり、介護保険準備基金4億円を取り崩す計画でありましたが、基金残高は5億7,900万円との報告が予算常任委員会でごなされております。多額の基金積立がある中で、介護保険料引上げがなされたことに大きな問題があることを指摘しなければなりません。介護保険制度はこの間、政策の大きな後退が相次ぎ、2015年4月からは特別養護老人ホームに入所できる高齢者を原則、要介護3以上に限定して、同年8月からは介護施設の部屋代や食事代を国が助成する補足給付も縮小されているところであります。さらに、2017年4月から要支援1と2の方の訪問介護と通所介護を保険給付費からはずし、市町村が主体である介護予防日常生活支援総合事業に移行しているところであります。2018年度からは介護保険では初めて、年収383万円以上の人の利用料が3割に引き上げられる改悪が強行されています。さらに、利用料の原則2割負担、要介護2以下の人については、そのサービスを地域支援事業に落とし込むなどの改悪が検討される中にあります。以上、述べましたように、保険あって介護なしと言われる、サービス切捨てと利用者負担の強化が行われているのが介護保険制度であります。我が党は国庫負担を引き上げ、安心できる老後への施策こそ進めるべきという立場から、本制度には同意できないことを申し上げ、討論と致します。

○委員長（木野田誠君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（平原志保君）

私は、議案第20号、令和2年度霧島市介護保険特別会計予算について、賛成の立場を明確にして討論いたします。令和2年度は、霧島市すこやか支えあいプラン2018の最終年度に当たり、高齢者の自立支援を始め、住みなれた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの推進をした予算がなされたことで、霧島市の介護を取り巻くサポート体制が整いつつあると感じるものになっていきます。また、第1号被保険者の保険料について、基準額の月額を5,980円に据え置くこととしたことも評価いたします。よって、可決すべきものとして賛成討論を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者9名で、起立多数と認めます。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第21号 令和2年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第21号、令和2年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第21号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、全会一致で原案とおりに可決すべきものと決定しました。

△ 議案第22号 令和2年度霧島市温泉供給特別会計予算について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第22号、令和2年度霧島市温泉供給特別会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第22号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第22号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第23号 令和2年度霧島市水道事業会計予算について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第23号、令和2年度霧島市水道事業会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようなので討論を終わります。採決します。議案第23号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

したがって、議案第23号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第24号 令和2年度霧島市工業用水道事業会計予算について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第24号、令和2年度霧島市工業用水道事業会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

工業用水道事業会計予算について議論を致しました。歴史的な背景として、経済産業省による工業用水の料金設定についての要綱が示され、それを基に霧島市でも工業用水道料金が決定をされているということが委員会の中で明らかになったところではありますが、いずれに致しましても、トン当たり45円という工業用水道料金の問題があります。委員会の議論の中でも、今後、検討していくということではありますが、市民の皆さんが使っている水道料金と比較して、例えば13mmの水道メーター利用しているところで30 t 利用した場合に、工業用水との差額は2,930円という金額になっております。ですから、そういう意味では、一方では上水道には30億円近い基金が積み立てられているということもあり、工業用水道には一般会計から繰入れを行って運営しているという問題がありますので、そのところで、今後も問題提起していかないといけないのではないかというふうに思いましたの

で、皆さんもぜひ討論に参加をしていただきたいと思います。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討論を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第24号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者9名で、起立多数と認めます。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第25号 令和2年度霧島市病院事業会計予算について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第25号、令和2年度霧島市病院事業会計予算について自由討論に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

しばらく休憩します。

「休憩 午後 5時26分」

「再開 午後 5時28分」

○委員長（木野田誠君）

再開します。討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第25号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第25号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第26号 令和2年度霧島市下水道事業会計予算について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第26号、令和2年度霧島市下水道事業特別会計予算について、自由討論に入ります。何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討論を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は、2020年度霧島市下水道事業会計に反対の立場から討論に参加を致します。私が本議案に反対するのは、これまでずっと申し上げておりますが、本事業に導入されております受益者負担金の一括納付に対する前納報奨金の問題についてであります。2020年度における受益者負担金は2,555万円であります。一方、前納報償金として支払われる報償費は513万8,000円を計上しているところ

であります。この受益者負担金は5年分を一括して納付した場合に20%の報償金を受け取ることができる制度が継続されている問題があります。しかし、現在の銀行金利は、ほとんど利子の付かない低金利が実態であります。2月25日現在で見えますと、期間を5年に定めた1,000万円以上の大口定期預金金利でも税抜後の金利は年利0.007%であり、制度の見直しが求められております。受益者負担金納入者の80%が前納報奨金を受けている。この現実を考えますときに、受益者負担金1㎡当たり430円は大幅な引下げができることになるわけであり、この制度の更なる大きな問題は、一括納入できない所得の低い市民の方に大きな負担を強いている結果になっていることを指摘しなければなりません。私は、受益者負担金一括納入報償金20%の現行制度を改めて、現実に納められている受益者負担金へと負担金の引下げを提案いたしまして、本予算に反対するものであります。

○委員長（木野田誠君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○副委員長（宮田竜二君）

私は、議案第26号、令和2年度霧島市下水道事業会計予算について、賛成の立場で討論を行います。本市の下水道事業は快適な生活環境の確保と河川等の水質保全のために予算編成されているものでございます。予算審査の中で、受益者負担金一括納入での前納報奨金の問題がありますが、これも下水道事業の普及を目的としたものであり、快適な生活環境を確保するため、市民のために予算編成されているものと考えます。したがって、議案第26号につきましては可決すべきものと判断いたします。以上、委員各位の御賛同を心からお願いを申し上げ、賛成討論を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ほかにないようですので、討論を終わります。採決します。議案第26号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者9名で、起立多数と認めます。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点についての確認

○委員長（木野田誠君）

次に、委員長報告に何か付け加える点があれば、お出しをいただきたいと思っております。

○副委員長（宮田竜二君）

ぜひ、委員長報告に付け加えていただきたい点があります。議案第17号、一般会計ですけれども、先ほどこども館の件で修正案が委員会では可決されたわけですけれども、私は今回、審査している中で、特に気付いた点というか、ハッとしたところがあって、それは、山田委員の質問の中でした。本来、こども館というのは多分、子どもも市民の方から霧島というのは、雨が降ったときに子供と遊ぶ所がないよね、そういうのを造ってくださいというような要求で出てきたのだと思うんですけれども、予算委員会を通じていろいろ議論をしている中で、ただ単に子供が雨の日に遊ぶだけでなく、山田委員が言ったのは、子育てに不安を抱えている保護者の方、お母さんたち、そこら辺のケアをするような付加価値のある、そういう施設にするべきだというような話があって、執行部もその件につきましては賛同するとか、検討するとかのような答弁を頂きました。ぜひ、今本会議でまた審議されますけれども、その際の委員長報告には、そういう議論があったということは、ぜひ付け加えていただきたいと思っております。

[「暫時休憩」という声あり]

○委員長（木野田誠君）

休憩します。

「休憩 午後 5時36分」

「再開 午後 5時39分」

○委員長（木野田誠君）

再開します。

○委員（鈴木てるみ君）

私も、子育ての相談という、支援という点では素晴らしい取組ではないかなと思って、子育て支援課のほうに、ぜひ、そういう相談員を置いてくださいというふうに、審査が終わってから行きました。ところが、市内数箇所に子育て支援センターに相談員を配置して、子育ての相談に応じるような体制を取って行って、それは国の補助金を使ってやっていることなので、相談件数が少なくなってしまうと、そこで相談を受けることができなくなってしまうということで、こども館に相談員を置くということはちょっと難しいですという返答でしたので、ぜひこども館になるようにと思って、私もそう願ったんですが、そういう機能を付けられそうもないということでした。そのことも付け加えてください。そして、私も個人的にアンケートを取りました。子育て世代の人とかお孫さんをお持ちの人とかに、あそこにこども館が出来たら行きますかと何人も何人も聴きましたが、皆さん、行かない、場所が悪い、遠いということでしたので、私の思いです。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を織り込むこととして、報告については、委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。これで付託された案件の全てを終了しました。よって、予算常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後 5時42分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

予算常任委員長 木野田 誠